

(午前 9時00分 開会)

○森河委員長 おはようございます。

昨日は、本当に精力的な審議をしていただきましてありがとうございます。

ただいまより、昨日に続きまして教育費に対する質疑をお受けします。

説明書の147ページから183ページまででございます。意見のある方どうぞ。

山本委員さん。

○山本委員 おはようございます。

教育委員会の小学校費、中学校費にかかわってなんですが、ちょっとお尋ねさせていただきたいのは、学校のトイレの改修の件にかかわってです。もう少し細かい説明をしていただきたいとお願いしたいわけですが。3カ年事業というふうに聞いているんですけども、資料を見ますと、トイレブースと照明と書かれているので、どの程度までどういう改修をするのか、まず初めにお尋ねしたいと思います。

○森河委員長 森田課長。

○森田教委総務課長 今回、学校トイレの改修工事という形で上げさせていただいておりますのは、予算的には、小学校が320万円で中学校が280万円と。それで3カ年計画という中で、そこにもちょっと示しておりますように、トイレのブースの取りかえ、あるいはかぎやドア、便器の修理、照明器具と。いわゆるきょうまでイメージ的に言われております臭い、暗い、あるいはまたそういうようなことをまず解消しようとするもので、通常は大規模改造の中で大々的にすれば子供たちに一番いいトイレになるわけですが、なかなかそこまでの年数的にもかかりますので、とりあえず全小学校の一番悪いところから順序していこうというもので、1カ所に固まりますと、またほかの学校が2年、3年とおくれますので、言うてますように3年の中で各それぞれ小学校の、先ほど言いましたブース、あるいはそういうドア等を修理していこうというような計画をしております。

○森河委員長 山本委員さん。

○山本委員 今、ご説明をいただいたので大体理解したんですけども、本来であれば大規模改造のときにするのが一番いいという状況の中で、それでも時間がかかるからといって、とりあえずというご説明なんですけれども。今、学校のトイレの現状というのは、どんな状況だというふうにご判断をいただいているのでしょうか。

○森河委員長 森田課長。

○森田教委総務課長 中の小学校でしたら、例えば水の流れからいいますと、自動的に流れてくるんやなくて、一たんタンクの中でたまったその時点で流れますので、逆に何も使ってなかったら流れていくというような、非常に非合理といえますか、そんな状態も見受けられます。また、実際に子供たち、あるいは清掃はしておりますけども、なかなか小さい子供の指導によっては自分が終わった後、そのまま行ったりというやつが繰り返される中で、どうしても周辺に汚物等がたまってこびりつくというのが現状なんです。なかなか強い塩酸というんですか、そういうものですと、また子供たちの体的にもということで、そういうぐあいで一定のやつはしておりますが、そういうやつを今回は、頑固な汚れをとりあえず専門的な業者に一定の期間だけまづ落としていただいて、そして見た目にも子供たちがきれいになったなということの、その排除という清掃の専門業者によることも考えております。

また、もう一つのブースの、子供たちの中でドアも含めまして大事にしてくれということになっておりますけども、どうしても荒っぽい閉め方等によりまして、緩んだり、また下の方の排水の掃除のはねによりまして、破れたりしておりますので、そんなところを補強しながら、きれいにしていきたいというのが内容になっています。

○森河委員長 山本委員さん。

○山本委員 今、聞かせていただいてわかりました。意見だけ申し上げたいと思います。

1つは、先ほどご教示いただいた中で、臭い、暗いというようなものを解消していきたいとおっしゃってましたんで、それはもう大賛成です。子供たちに聞きますと臭い、暗いというだけではなくて、やはり怖いとか汚いとかというイメージがあるみたいで、これも非公式に聞いている話なんですけれども、学校でトイレはなかなかできにくい状況があって、近くの民家に駆け込むという状況も幾つか報告を受けているというように私は聞いているんです。

一昔前までは、私たちの排せつにかかわる行為というのは、家の中でも北側にあって、それは人が通常生活するところとは隔離をされた中でそういうものがあるというふうなことが当たり前だったわけなんですけども、最近は衛生状態も非常に、そういう意味では水洗になっていますし、そういうことをするのではなくて、そこを大事にしていこうということで、トイレをそういう場所に隔離するというのではなくて、トイレに入ると安心できる、そこでほっとできるというその感覚というのは大事にされようとしてきつつある中で、トイレの改修ということで取り組んでいただいているのは大変感謝を申し上

げたいと思います。

それで、私はここまでするのがぜいたくなのかどうなのかという議論はまた別にあるとして、この間の新聞を見てますと、3月5日付の毎日新聞にありましたが、寝屋川市で小、中学校に温水洗浄便座ということで、暗い、汚い、臭い、怖いというトイレの改善をしようということで、トイレのグレードアップということで、1億円をかけて実施と報道されていました。

これからの時代でどこまでそういうことをするのがベターなのかっていうの、いろいろ議論はあると思うんですけども、私はとりあえず改造ということでご答弁いただいていますので、それはそれで理解させていただこうと思うんですが。大規模改造の折に、これからの小、中学校のトイレのことにかかわって、トイレ論議を教育委員会の方でしていただけると大変ありがたいと思いますので、意見だけ申し上げておきます。

○森河委員長 ほかにございませんか。

里川委員さん。

○里川委員 少し考え方をお聞きさせていただきたいと思うんですが。予算書148ページにあります賃金のところの臨時講師賃金ということで計上していただいております。これは多分学校の町費講師に当たる部分だと思ってるんですが、これが前年度に比較しまして、かなり減ということになっているので、人数的なものが予算の中で減らされているのだろうなと私自身は思ってるんですけども、これまでも非常に斑鳩町では教育費には力を入れていただき、非常勤講師も置いていただき、生徒指導、そしてスポーツ、文化、こういったものについても非常に学校行事も充実したものを構築していただいたと私自身は、この町費講師については非常に評価をこれまでしてきたんですけども、ちょっと残念なことに今回減っているなと思ってるんですが、このところをどういうふうにお考えになっているのかを確認させていただきたいと思います。

それと学校関係、小学校費、中学校費などではいろいろな研修に行っていたくための負担金というふうな形で上げていただいているのではないかと思うんですけども、以前から申し上げております同和教育関係という形のあがり方の研修が非常に多い金額にいつもなっておったわけなんです、これまでも。そんな中で、私ちょっと資料請求させていただきまして、斑鳩町が取り組んでます心の教育相談員であるとか、スクールカウンセラーであるとかという資料をいただいて、これまでもいろんな報告をお受けしてる中で、先生自身も非常に悩みを抱えておられるような状況もあるということを知って

おりますので、研修の体制というのが、やはり先生方への本当にニーズに合った研修となっているのかどうかというところに、私自身はちょっと疑問を感じているところなんです。

今後のこれら先生方にしていただく研修につきましても、今の時代に合った子供たちを取り巻く環境であるとか、それにどう対応していくのかということの観点で考えれば、そして、中央の方から言われております障害児の受け入れなどの変化も見られると思うんです。そういった中での研修体制というのはもう少し変えていくべき要素ではないかなと感じてるんですけれども、その辺13年度の予算編成に当たっての考え方なども少し明確にさせていただきたい。

とりあえずその2点、先にお願いたします。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 町費講師の件でございます。昨日も申し上げておりますように、学校教育というのは国の方で、あるいは県の方で教職員を適正に配置して、そして学校運営をしているというのが、これはもう原則でございます。そうした中で、特に中学校の場合は教科がございますので、その学年度の生徒数によって教科がいろいろ変わってくるわけなんです。その教科の不足する分について、町費で補充していこうというのが町の考え方でございます。

今回、いろいろ学校の授業の精査をする中で、昨年までは6人でありましたけども、5人に減らしております。小学校の方でも各小学校1名ずつ、そして同和教育の研修指導主事ということで1名を配置いたしております。

もう一つは、小学校の方では今障害者のことおっしゃっていただいておりますけれど、東、西、非常に障害児の子供たちが多くなってきたということで、障害児補充で西、東には1名ずつ配置いたしております。そして、斑鳩小学校には音楽の専科の先生を置かせております。中学校の方には今現在各教科で最終諮問をやっているわけなんですけど、人事異動も入っているわけございますが、それによって教科も若干変わってくるだろうと思うんですが、そういう中で必要な先生の補充をしていくというような状況です。

これは13年度の学校運営上必要な教科だけに補充するというところでございます。昨年度より1名減ということでございます。

それから、同和教育の研修の件でございますが、これは他の教科研修も同じでございますが、やはり先生方の資質あるいは知識を得ていただくということで、それぞれの教

科の中で年間講師の研修がございます。そうした中に積極的に派遣し、先生方の資質を向上していきたいと思っております。

以上でございます。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 教育長の言われることもよくわかるわけなんですけれども、これまで努力していただいていたということの中で、今後もさらに今の子供を取り巻く環境であるとか、いろいろ難しい問題もある中で、先生の補充に関しましても、私もいわば現状維持を望んでおったわけなんですけれども、予算的に減らされているというところで、ちょっと気になりましたので、そのところ。今後も斑鳩町の子供たちのために学校がやっぱり、先ほどの山本委員の話にもありました学校が子供たちにとって非常に居心地のいい場所であるような、そして意欲的に取り組めるような場所であるような、やっぱりそういうものをつくり上げていっていただけるように、さらにまた努力方をお願いしたいと思います。

そして、研修の問題なんですけれども、この研修自体のあり方についても、先生方のことにもなりますので、そこらあたりは私も余り踏み込んで言えないので、研修場でも費用を負担していただくとということであれば、やはり研修の内容についても精査をする。そして先生が研修などに出られた場合の、子供たちが自習態勢に陥ることなど、そういったこともいろいろ考えて、今後もこの研修についても、そういった観点をお持ちいただきましてやっていただけたらとお願いしたいと思います。

それから、予算書158ページにあります学校施設改修工事なんですけど、一遍確認させていただきたいのは、予算の概要書の方には中学校の方で給食調理棟などというふうなことを書かれておったんですが、以前から斑鳩中学校の給食室の雨漏りなどを私もちょうと気にはしておったんですけれども、ここにはその改修がされるのかどうかということを確認させてください。

○森河委員長 森田課長。

○森田教委総務課長 里川委員の158ページの学校施設の改修工事の中で、南中の給食棟の屋根の塗装ということで質問いただいております。おっしゃっていただいておりますように58年の開校以来、給食室の屋根、あるいは隣に美術室があるんですけども、その鉄板でふいているところがさびがきてるといとは、ここ一、二年の中で確認しながら、今回予算を計上いたしまして、まず、給食室の屋根の塗装を行っていくと。金額

的にはこの中で150万円を計上しております。早速予算が通りましたら、給食室の塗装の工事をやりたいと思っております。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 それともう1点。学校の費用の中でちょっと気になるところがありまして。

予算関係参考資料の補助金のところの教育費にかかわってなんです。確かに、総合的な学習についての研修などの予算を組むべきであるというようなことも私もこれまで申し上げてきましたし、本年度については各学校に予算をつけられているんですけども、ところがこれを見させていただきますと、中学校費にかかわっている補助金の額が減額されてきていて、そして1つクラブ活動時間外指導助成金というものが、前年度存在したものが全くゼロになっているという状況があったんですけども、ここをゼロにされたというところの考え方についてちょっとお聞かせいただきたいと思うんですけども。

○森河委員長 森田課長

○森田教委総務課長 今、中学校のクラブ活動時間外指導助成金ですか、昨年まではあってことはゼロであることの原因でございますが、今回、このクラブ活動というのは平日に先生方がクラブに携わっていただくときに、去年まで1時間当たり何ぼという形の支給をしておったわけですが、これはもとをたゞしますと、教職員のいわゆる平日に値するやつは、それぞれの給料の基本給の中に超過勤務手当ということを何%か入れて、クラブにかかわる人もかかわらない人もすべて平等に支給しているということの中で支給しているのがあるわけです。

しかし、うちとしてはクラブに非常に熱心にきょうまで力を入れていただいていたという中で、別で組み立てをしてきた経緯があります。ただし、土、日曜日のクラブにかかわる、うちの町講師も含めまして、それはつけていこうと思っておりますが、平日に値するやつは二重にもうていただくんやないかという県とのいろんな関係もございまして、今回こういうぐあいにカットさせていただいたという経緯でございます。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 先生方が子供たちの心身のことも思いながらクラブ活動を熱心にしていただくということは、非常に喜ばしいことでもありますし、今、課長の答弁にもありました超過勤務という形でのつけていくというような形をおっしゃっていただいておりますので、町費の先生なり、県費の先生なりその辺は所属をきちっと分けていただきまして、ま

たそういうふうに熱心にやっていただくということは斑鳩町にとってありがたいことですので。そういう先生方にそうやって出ているのに、何もしないというような状況ではなく、また、反対に先生方に負担がかかるような状況というのも、これまで私自身も見てきた経過もありますので、ぜひともそういう超勤対応というんですか、そういうこともきちっとやっていただきたいと思います。

それから、学校関係にもう1点、どこの部分で当たってくるのかわからないんですけども、私ちょっとわからないことがあるので教えていただきたいと思うんですが。

小、中学校で配られておられます、小学校は全員、中学校の1年時に配られておられます奈良県特有の「なかま」という本があると思うんですけども。それを私、今まで県の費用でやっていただいているのかと思ってたら、県費2分の1、町費2分の1というふうにお聞きしたもんですから、ちょっとお尋ねしたいなと思ったんです。3、4年生で使う社会科の副読本として、「奈良県の暮らし」というのと、それと「私たちの町、斑鳩町」というのがあると思うんです。これらがどういう位置づけで、どういう費用負担で学校で使われているのか。そして、その「なかま」という本はどういう位置づけでされているのか。

そして、この教科書副読本、副教材とか教材というその位置づけが、教育委員会としてどういうふうな形で考え方を持っておられて費用負担をなさっているのかというところなども、ちょっと確認をさせていただきたいと思うんです。

○森河委員長 森田課長。

○森田教委総務課長 まず1点目の「なかま」の件でございますが、先ほど教育長もお答えしたように、同和教育を推進していく中では、この「なかま」という本が奈良県において子供たちにやさしく、そしてわかりやすいというような形で教えていくという中の副読本というんですか、その形にしています。だから年齢が上がるにつれて、言葉の意味合いもそれなりに、中身は同じにした中で、文章的にそういうふうに変わっていくわけですが、先ほど初めに申しましたように根本的には同和教育、あるいはそのようなことを進める中で副読本ということで理解しております。

また、当町がしております斑鳩の町の暮らしの状況や、あるいは「奈良県の暮らし」というやつにつきましては、これは当町全額、子供たちの3年以上、より詳しく当町の理解を求めていただくために作成し、そして渡しているものでございます。「なかま」の分につきましては半分ですか、県と町の負担ということで、全学年に対して、今おっ

しゃったような中でお渡ししていると。そして教材に役立てているということです。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 そうしましたら、私申し上げました副教材と言われるようなものについての、各学年、各教科によっては教科書に基づいて進めていく中で、こういうものが必要であろうという先生方のご判断なりでやっていくものが、副教材としてあると思うんです。それらは多分保護者の実費負担ではないかなと理解しているんです。そういう意味で考えますと、保護者の負担であるとか、それと公費で負担するという部分につきましても、本としての扱いというのか位置づけというのか、副読本と副教材というふうな考え方になるのか、そのところがよくわからないんですが。

それであればもう一つお聞きしたいんですけど、学校予算というのがありますよね。学校予算の中で購入をするものというのは、それもやはり副教材という考え方になるのか、資料という考え方になるのかなと思ったりはするんですけども。私なぜ今回こういうことを申し上げるかと言いましたら、実は子供たちに様子を聞かせていただきましたら、小学校では週1回道徳があると。中学校では学級活動があるという中で、こういったものをどのように使われているのかということをやっと聞き取り調査をしましたら、道徳の時間は——これは東小学校、西小学校あたりの子供さんにお聞きしたんですけども、道徳の本というものもあると。そして「なかま」も使うと。年にそれぞれ使う回数については頻度としてはそんなに多くないらしいです。道徳の時間にいろんな問題もやられるらしいんですけども、道徳の本も内容聞きたいから、どんな見せてと言えば、道徳の本については各学校で管理されてると。「なかま」の本についてはみんなに渡し切ってるというような状態の中で、この位置づけが、学校で使われている道徳の本というのと「なかま」の取り扱いについて、ちょっと理解しにくい点があったもんですから。それで、この子供が言ってる道徳の本というものは、学校予算で一たん教育委員会を離れて、学校サイドで用意しているものなのかどうか。ちょっとそこらが私も理解しにくいので、教えていただきたいなと思うんですけども。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 「なかま」につきましては、同和教育を含めまして人権教育の推進に努めているところでございます。そのための経費としてとらせていただいている。道徳につきましても、同じようにやはり道徳の時間がございます。これも公費で買っております。あわせて副読本という、どういう内容のものをおっしゃってるのかわかりません

けれども、いろんなドリルとかというのをおっしゃっていただいている場合でしたら、これはもう個人負担ということで、あくまでも教科として取り組んでいるものに必要な教科書類については公費で負担していると。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 申しわけありません、参考までもしわかれば「奈良県の暮らし」、そして「私たちの町、斑鳩町」、そして「なかま」に関しまして、13年度どのような予算計上になっているのを教えていただきたいと思います。

○森河委員長 森田課長。

○森田教委総務課長 当初から子供たちに渡しております副読本の「私たちの町、斑鳩町」は、毎年じゃないんですけども、何年かに一遍改訂して、そしてしておりますので、ことしは別に改訂する予定はないと。そのようにさせていただいて、そして皆終わっておりますので。また何年かすると町の様子等も変わりますんで、その時点でまたそれぞれの差しかえしながら、子供たちに最新情報を流していくというようなシステムになっております。

それと、こういうような改訂するときは、また予算を組みまして、そしてうちの場合は、町が出してるやつは予算を組んで、そして改訂することになってます。

奈良県の場合は当然、奈良の教育委員会からの予算の中で、県下の方に配布しているということでございます。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 わかりました。「私たちの町、斑鳩町」についても3年生になられる子供さんには配布をなさると思うんですけども、その分についての費用なりもあると思いますので、それの方をちょっとまた後でも結構ですので、どの程度の金額になっているのかというのは教えていただきたいと思います。

それで、私何が言いたいかといいましたら、いろんなところで経費削減、削減と言いながら削られてる部分、そしてまた新たに始まることについてはつけなあかん部分とか、精査していただいている中で、同じ道徳の時間に使う、そして使う頻度もほとんど同じぐらいの本であるということであれば、西小学校では「明るいひかり」という名前であったかなと思うんですけども、そういうものが各学年に40冊だけ用意されて、学校で保管をされてて、授業があるときにその学年のその本を持って行って勉強して、そしてまた持ってかえってというような形で、非常に先生方、面倒でもそういうふうな使

い方をされてると。それは使う頻度によって、「なかま」の本も同じ程度使ってるらしいんですけども、たまたま本を持ってきてくださいと、あすの道徳の時間にやりますからと言ったときに、毎日使うものでないので、子供さんがどっかやって、持ってこないとかいうような状況もある中で、実際クラスによっては「なかま」の本をきちっと学級単位で保管されてる学級なども斑鳩町で見受けられるらしいんです。

ですから、そういうことで、学校管理というのか学校で保管するのであれば、そういう道徳の本と同じような形の予算組みも可能ではないかなと思うんですが、何かそういう違いのあるところにも、私自身はちょっと理解しにくい、そしてまた、本の内容も見させていただく中でも少し疑問を感じるものですから。県の教育委員会の方ではどういうふうにお考えになっているのかということ、これまでに県会議員が明らかにしているときがあるんですけども、この「なかま」という本につきましては教材とは考えておらないと。ですから副読本ではないと。そして同和教育の資料の1つであると考えておられるというふうな言い方を県の教育委員会の方ではされたらしいんです。

そのところを町の教育委員会としてもどういう扱いなのかという、ただ、受ける印象としましては、県の方が言うからただそういうことかなということ、精査されないまま予算が使われていっているのではないかなというふうな危惧があるわけなんです。そのところを県教委にもご確認をいただきまして、もう一方の道徳の本と同じような扱いで使えるものであるのであれば、いろんなことで、いろんな予算を削っていくのであれば、そういう方法も考えられるのではないかなというふうに、私自身は感じたものですから、この件につきましてはちょっと今回質問させていただきたかったという経過があるんですが。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 教育内容については学校長が毎年教育課程を策定いたしまして、その年度に在学している子供たちに、そういう教材を使ってどう指導するのかということを中心に定められます。それを教育委員会が承認して学校の中で利用される。その中で教材として「なかま」を使う。あるいは、今おっしゃった「明るいひかり」ですか、そういうものも使っていくと。これはもうすべて県教育委員会の承認になるわけですから、教育委員会として県の教育方針に沿った教育内容で教えていただくということが原則でございます。「なかま」につきましても、県の同和教育の方針、指針、そういうものが定められておりますので、そうしたものに沿った教材として、「なかま」を活用しているとい

うのが現状でございます。

これはあくまでも、道徳の「明るいひかり」という本については、西小学校では使っておりますけれども、ほかの学校では別のもんを使ってるかもわかりませんし、そういうこともありますから、それぞれの学校の授業の進め方といいますか、そういうものによって教材の選定ということをやっています。しかし、使う教材については教育委員会がすべて承認事項となっておりますので、承認をして使っていただくということでございます。

決して予算の厳しいのは十分承知しておりますけれども、やはり子供たちの教育に必要なものについては、やはり財源的に必要なになっても、行政としても十分それらの活用ができるようにということで、ご配慮いただいているわけでございます。そうしたことも踏まえながら、教育に取り組んでおります。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 もちろん、学校教育に関しましてはそうであろうというふうには理解はしているところですが、これは私自身、同じ道徳の時間に使う本であってもそういうふうには違いがあるのかなということとか、素朴に疑問に感じている点であるとか、それと、ちょっと内容を見させていただく中で、そういう道徳的な観点、人権にかかわる内容の学習を子供さんたちにさせていただくということにおきましては、本の内容についての精査もしていただきたいということもございまして、いろいろ感じた点もありましたので。

ちょっと中学校の方の「なかま」を見させていただきましたら、だんだん人権の問題というのはいろいろ変化していったらと思うんですけども、今の時代に本当に合った人権の観点で内容的に書かれているのかというところなども含めまして、私自身ちょっと気になる点がありましたので、今回、発言させていただきましたが、これにつきましては、あと数字的なことだけ教えていただきましたら結構です。

引き続きまして、もう1点だけ。173ページ図書館管理運営費なんですけども、非常に私も図書館よく利用させていただいております。土曜日の夜などもたくさんの方が来られてますし、平日の昼間も非常にたくさんの方に利用させていただいておりますし、教育長のご説明の中でもたくさんの方が利用しているということ言っていて喜んでるところなんです。

ただ、職員体制については非常に気になる場所なんですけれども。余り他町との比

較ばっかりを言っても何なんですけれども、非常に近隣で評判のいいと言われる広陵町などの図書館も、先日、広陵町の例規集を休みの日だったので、見させていただくのに図書館まで出向いたんですが、ちょっとそのときにお話を聞かせていただくと、正職が9名、臨時・パートの職員さん4名ということの体制でやられているということだったんですけれども、斑鳩町の場合、当然臨時職員の方も司書資格をお持ちであろうとは思いますが、けれども正職が3名、臨時職員が4名、そしてパートの方が今は何人いらっしゃるのかな。そこをちょっときちっと何人体制であるということを確認させていただきたいのと、そして今後も図書館、非常に住民の方のニーズも高く、そして利用も多いこの図書館について、今後、やはり13年度の予算編成上で見ますと、こういう形で今後もさらに進んでいくのかということについての、教育委員会の考え方を確認させていただきたいんですけれども。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 他町の図書館の運営は聞かせてはいただいております。しかし、うちの図書館につきましては、館長は長年そうした専門の施設で経験豊富な方でございますので、いろいろそうした経験を踏まえながら斑鳩町の図書館の運営に当たっていただいております。

そうした中で、人数が今正職3人、臨時非常勤も3人、そして土曜、日曜日にプラス2人、そして毎日2時間程度のパートを2人、こういう陣容でやっております。

そうした中で、図書館業務をどうするのか。こういう市町村の図書館の運営方法、あるいは県立や国会図書館のような運営方法、いろいろあると思うんです。そうした中で、斑鳩町に一番ふさわしい運営はどうかということを考えながら、実施していただいております。

いろんな行事も取り組んでおりますけれども、そうした中でも、現況の人員の中で最大限できることに努力していただいているということでございます。そういったことで、住民の皆さん方もやはりご理解いただいて、多くご参加いただいているというのは、やっぱりそういうことを、斑鳩町の実態に応じた図書館の運営をしていただいているということが一番効果を上げているのではないかと考えています。

先日も、利用者に対しましてアンケート調査をとらせていただいて、その実態をつかみたいということで、現在集計をしているわけです。そうした中の調査の結果を見て、またいろいろ図書館のあり方、そういうものも検討していく必要あるだろうと思います

。当然、今の職員体制で十分実施できると、運営できるということで館長の方で今頑張っておられるということをご理解いただきたいと思います。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 これはあくまでも予算編成上、教育長の考え方を今現在聞かせていただいたということで。私自身はちょっと違う意見を持っているということは述べておきたいと思うんです。今本当に、以前からどんどん図書館のあり方も変わってきている中で、ニーズにこたえてるから住民がようけ来てるんやろみたいな、そういうものではなくて、来られた住民の方々にどうこたえていっているかというよりも、やはり、これまで住民が望んでいた図書館ができて、いっぱい本があって、読みたいから行ってる。そして、さらに、図書館を通じて人の交流、コミュニケーション、そしてまたいろんな事業が工夫されて行われる。そして少しでも活字離れをしているような状況にある方に、どう活字に接していただくかという工夫をするのも図書館の使命であると私も思ってるんです。

そういった事業計画を立てたり、事業を実施したり、そういうことも含めて広く斑鳩町の住民の方々にしていただきたい上におきましては、果してやはり今の体制でいいのかどうかということにつきましては、私としましては異論はあるわけなんです。

これらの点につきましても、今教育長おっしゃられましたアンケート、実は私も行ったときにされておりましたので、私自身もアンケートを書かせていただいております。集計ができ次第、結果につきましてまたご報告の方はしていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

○森河委員長 森田課長。

○森田教委総務課長 先ほどの里川委員の中で、ちょっと説明不足でやりましたので、ついでに説明したいと思います。

158ページの中での工事請負費の関係で、学校施設の中で、斑鳩中学校等の雨漏りということも質問あったと思うんです。これは金額によりまして、この上の方で修繕料という形で296万2,000円を上げさせていただいている中で、雨漏りの修繕ということさせていただくと、金額によって分けておりますので。先ほど私は大きなものの中での工事請負関係で申し上げましたわけでございます。

よろしく申し上げます。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 3つ教えていただきたいな思うです。1番目は151ページのスクールカウ

ンセラー、心の相談ということは非常にいい言葉だなと思います。今までにかなり質問も出て、答えも出ておりますが、重なりますが、何人ぐらい相談員がいるのかということと、どんな相談が——そのどんな相談というのは、個人の問題なのか、家族を含んだ問題なのか、友達関係なのか、周辺との関係を中心にした場合、どんな種類の相談が多いのか、その辺ちょっと関心がありますので、わかれば教えていただきたい。

2番目は、今も質問ありました図書館の問題。私は、自分がかかわっている「ぼっぼ」の関係で住民の図書館に皆さんに来ていただいて、2カ月に1回は確実に市民図書館を回ってます。館長さんなんかにも会うこともあります。私の印象では、三郷の図書館が実にサービスがいいというか、居心地がよくてサービスがいいという印象を受けております。

それはそれとして、図書館について聞きたいのは、東公民館、西公民館、中央公民館とそれぞれあるわけですが、東西は蔵書もそんなに多くないし、しかし、自分の家の近くのところは便利で使いたいということがあるので。大分この中央図書館との関連もいろいろコンピューターというんですか、結んでやっておるようですから、その辺の今後の予定について。

それから3番目は、166ページに成人式のこと、私は去年とことしと2回出させていただいて、びっくりしたのですが、何と20歳の人は行儀が悪い。教育長なり町長なりお話しするときに平気でざわざわしている。私は大人になる時期だという意味で、話されておりますから、やっぱり私はしかるべきやと思います。僕は自分でしかろうかなと思ったくらいです。これはちょっと教育委員会の方針としてどうのこうのというのではないけども、町長なり、教育長なり個人的な見解も強いと思うんですが、とにかくあれを知らん顔して大人がほっとすると、大人というのは我々呼ばれた人と一般の人ですから、ほっとくというのはどうもおかしいという気がしています。その辺、他府県でも問題になってるようですが。

やっぱりこれも大きく見れば大人社会の子供社会に、あるいは政治にしろ、その青少年の心に対する教育の場としても。それとこれは、言いにくいのですが、町長と教育長のお話のときに騒いどるのに知らん顔して読んでいかれるというあれも非常に形式的で、感銘を起ささない。感動を起ささないという気がします。成人式というのはやっぱりひとつの切り目ですから、これから自分らの仲間に入る大人の世界、特に行政とか、議会はなかなかのことを言ってくれるなということを与えるような、個人的体験でもいい

し、そういう感銘を与えるあいさつが要るんじゃないかと。あれは一種のあいさつでもあり、ちょっとした講演にもなっております。そういう気がしてなりません。成人式の中で一番よかったのは、新成人の3人が話でして、あれは非常に自分の体験を自分の言葉で、非常によかったし、ちょっと感動するものもありました。その辺についての町長なり助役さんの意見をお聞きしたい。その3点。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 成人式について私申し上げます。松村委員のご質問の中で、ああいうざわざわした状況で、私ら自身がやっぱり自分の子供を怒ってこなかったということに責任がある。何か若い世代がどうかということを問われるけども、私はやっぱり今こういう社会をつくってきた我々が悪いということ、つくづく最近反省するんです。

今私に娘がいますけども、まさにいじめに遭って、まさに自殺をしようとして、神戸のポートピアに行って夜中に帰ってきて、それからずっと2年、3年はやっぱりカウンセラーをしていたけども、なかなか治らない。そこで初めてそこでいじめがなくなったということで、今だったらまさにそういう環境というか、そういうことは絶対忘れませんけども、本人はそういう環境で育って今はやっていますけれども。

松村委員もやっぱり自分の息子も娘も恐らくそういうふうに一時の環境にあったと思います。

私も成人式というのは何も、印象を与えて怒っていくというのも、やっぱりいろんな問題が起こってるのは、職員も私は悪いと思うんです。もっと速やかに行動起こして、やっぱり時間が来たらちゃんと着席させて、それでやっぱり従わん者は注意するということをしなかった。高知県でも恐らくあの状況は、回りの者が全然けいこしてないわけです。壇上へ平気で上がっていくことを阻止できないことに私は問題があると思うんです。仮に国会でも国政でもやる中で、仮に町村議長会に行かれたら必ずああいう場になったら前でガードしますよ。起こってしまったら必ずだれかが責任とらな。起こらないためにどうしていくかという問題があるわけです。今の若い世代はいろいろな環境で、駅前前でスケボーやるというのも、やっぱりみんなに見てほしいわけですから、端のもんにしたらあんな道路上でやったら危ないやないか、そんなこともっとするんやったら場所つくったれとなってくるわけです。場所つくったると言ったら、場所つくったところではそんなもんおもしろないと。我々は人の大勢いるときに見てほしいんやという環境などいろいろそういう状況があると思います。ただ私は斑鳩町の成人式が何も別

にどうかというよりも、私は毎年新成人が発表するのを立派に発表していますし、あるいはシンフォニーバンドさんの関係においても聞いていただけますし、私は今の成人式というのは、中学校卒業してから、高校、あるいは20歳になってやっぱり同窓会的な意味を兼ねたそういう初めて成人ということになってますから、斑鳩町の成人式というのはそれでいいのやなと私は思っておりますし、これからもそういう気持ちでいます。

ただ松村委員おっしゃるように始まる時間とか、そういうことについてはちゃんとせな、私は今何でも一緒ですがということはおっしゃるんです。携帯電話を切ってください。あるいはiモード切ってください。言たって鳴ってますからね。議会でも守らない人があるんですから。やっぱりそういうことを守っていかなかったら絶対だめなんです。だから、携帯電話全部集めますと言ったら、どういう問題が起こるか知りませんで。やっぱり会場の中に入る前に携帯電話を全部集めます。名前を書いてちゃんとこれが終わったら返しますということもしていいのか悪いのかという問題もあるかと思えます。

これは何とかしていかなと、私はこのままでいけば、まだこれから何ぼでもエスカレートしていくと私は思ってますし、大人という我々の世代が本当にもう何も言わない、ものを言わないような状況になっておるんですよ。だからそういうことを考えますと、今日本の国というのは、親と子というのか、そういう家庭というのか、いろんな関係、また社会という仕組み、いろんなそんな中で男女共同参画社会がどうあるべきか、いろんな複雑な状況になってきてると思えますし。私は成人式は当然続ける、そのままの状況でいいと思えます。

○森河委員長 田口課長。

○田口生涯学習課長 図書館の関係で、東公民館、西、中央の図書室等の関係について、おっしゃっていただいております中で、12年4月1日から今までの本を借りるやり方といいたいまいしょうか、機械の関係の部分の整備をさせていただいて、どこで借りていただいても、どこの場所、図書室、図書館であれ返せるという形でさせていただいております。

そういう中で、図書室の方に返していただく本の方が今までよりふえてきているという状況にもなっております。現在の図書館はご存じいただいておりますように、火曜日が休館日ということで、公民館図書室につきましては、公民館の休館日、水曜日ということでございます。今後もそういう中で、曜日にかかわらず、どちらかがご利用いただける状況になっております。そういう中で今後におきましても各図書室の方で住民の方

がご利用いただきやすいような部分を考えながら対応をしていきたいと考えているところ
です。

○森河委員長 森田課長。

○森田教委総務課長 スクールカウンセラーの件でございますけども、この予算が始まり
ます前に、今、松村委員さんおっしゃっていただいているような、詳細にわたってお渡
ししておりますが、再度ご説明させていただきますか。

○松村委員 結構です。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 初日の町長の施政方針の中で、生徒の海外派遣の件なんですけど、今回の予算
には計上されてなくて、見直しといたしますか、一たん中止をして世界文化遺産がある町
にふさわしい国際交流のあり方について検討を進めていきたいとありましたんですけど、
何回か過去やってこられた中で、決算の中で、この事業も反対の理由として反対だった
ということは私存じておりますけれども、そういう意味で中止されて、検討されるよう
になったのか、その辺のことをちょっとお伺いしてみたいなと思うんです。

実は、生徒が研修して帰ってきた後の感想文の中に、去年いろいろ読ませていただい
たんなんですけど、その中には、子供は中学校に入学をしたときから、この事業に参加したい
と思って毎月積み立てをしてきて、実現できて大変よかったというような感想を書いて
いたと思うんですよね。そういった、この町にして3年間ぐらい我慢してお小遣いの中
から貯金をしながら、夢を見ながらそういう子供たちの期待は裏切っていないのかとい
うこともあります。

ですから、これからの国際交流のあり方というのは、どういうふうなのが一番いいの
かと言ったとき、うっかり今言えない問題だと思うんです。

それでもう一つ、150ページの中に外国成年招致事業というのがございます。どこ
の国から来られて、女性が来られるのか、男性が来られるのかわかりませんが、何歳ぐ
らいの方が、青年ですからお若い方だろうと思いますが、何年ぐらい斑鳩にいらっし
やる契約になるのか。それと旅費の中に56万4,000円というふうに計上してありま
すので、往復の旅費も含めた中で招致をされるのかという2点をお聞かせください。

○森河委員長 森田課長。

○森田教委総務課長 私の方から、海外青年の招致費用の件につきましてご説明いたしま
す。この事業につきましては、実は平成2年から行ってございまして、大体普通が3年を

限度としてということになっております。今現在来ていただいておりますのは、12年7月から来ていただいております、ニュージーランドのアンドレア・ニュージェントという方ですけども、非常にお若い方ですけども。いろいろ事情に応じまして1年で帰国される、あるいは2年で帰国されるといったような状況があります。この予算の特別旅費もそういうふうに絡みまして、いわゆる帰国、そして来日していただく費用も含めまして一定の費用を上げておる状態でございます。また、ことし上げてても帰られなかったらそのまま未執行になるし、もしも2年できることもありますので、そんな状態でございます。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 海外派遣のことでございますが、これは確かに喜多委員おっしゃっていただいているように、過去6回させていただいて、非常に効果があったと思います。子供たちも帰国後、その学校とメールで交流しております。また、ホームステイさせていただいた家族との交流とか等々いろんな形で交流していくという形も事実あります。また、高校、大学卒業したら1回外国へ行きたいなど。あるいはその学校へ行きたいなどというように、そういう希望、夢を持っている子供たちも確かに多いです。

しかし、今回中止させていただきましたのは、今国際化の中で学校だけが取り組むべきなのかどうかということが1つ問題がある。斑鳩町全体がやはり国際化に向けてどう取り組んでいくのかということも、これから視野の中に入れていく必要があるんじゃないかということから、一度町全体で国際観についての中で、その中の1つとして子供たちの海外研修というものも考えていったらどうかというように思います。

そういうことから、今回1年間かけて、国際化についてどう海外との交流を深めていくのか、どういう形で交流をしていくのか、そういうこともすべて含めながら、1年間かけて検討したいということで、今回中止をさせていただいたわけです。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 中止をされた意味というか、内容については、別に反対するわけじゃないんですが、国際交流というのは一体何かという前に、この事業を私は人材育成としてのとらえ方をしておりましたので。ですから、一般質問の中でも取り上げさせていただいて、津田梅子さんの話もさせていただいたんですが、国際交流を前提にするから、これからの国際社会に向けてどんな人材を育成するかという目的だろうというふうに私はとっていたんです。ですから、明治政府がああ苦しい中から年間1,000ドルという、今

の1ドルが100何円の時代じゃないんですよ、相当な金額を積んで11人をアメリカに幼い子供たちをやった、それも女性もやった。私はそういう明治政府の心意気というのは非常に買っているんですけども、それに見習って斑鳩町もよくやるなど私もそういうふうな感想を持ちましたので。決算で確かに何遍も反対されました。反対されましたけれども、やはり斑鳩町から逸材の人材を出そうと思えば、そのぐらいの金額をこの予算の中で出したって、どういうことないじゃないかと私は思ってたんです。

それを今度打ち切られた。もし、ことしは行こうと思っていた女の子か、男の子か知りませんが、積み立てをして待っていた子供は裏切られるじゃないですか。そういう意味を思えば、400何万円のお金ももったいないか、500万円のお金ももったいないか、それともほかの方法があるじゃないか、そういうレベルの問題じゃ私はないと思うんです。あの年齢で、異文化の語学とじかに接して、風、空気、土地、そういうものを全部で感じて、これは教科書とか外国から来られた方と話をするとかそういう問題の次元じゃないんです。行ってみてこそ、時間をかけて、地球の大きさもわかりますし、日本のよさもわかるんですが。

だからニュージーランドがよかったのか、悪かったのかは別問題にしまして、やっぱり国際交流というのはこれからそういう子供たちをつくっていかないといけないという、まるで原点のところをとられたという気がして本当に残念です。

それから、ニュージーランドから青年の方が来られる、ちょっと聞き漏らしたんですが、女性ですか。お幾つですか。だから、今の分は返事してください。

○森河委員長 教育長。

○栗本教育長 今、喜多委員さんにおっしゃっていただきます海外派遣について大変思いをいただいているということに、大変感謝申し上げたいと思います。

私もおっしゃっていただいているように、やはり海外に出ていく子供たちの育成であるというふうに思っています。そうした中で、今斑鳩町で喜多委員もおっしゃっていただいているように、やはり子供たちの思いというのは、そういう思いでいる子供もいるでしょうし、また人材育成の中でぜひやっていきたいという意思もあるわけなんです。しかし、斑鳩町全体を考えると、子供たちだけ来て大人は知らんでということでも困りますし、そうした中で、大人も含めた国際交流というものはどうあるべきだろうということも考えていかなければならない時代だろうし、そういう中で、斑鳩町町民全体の中で、どう国際交流を深めていくのかということの検討をしていきたいと思っています。

。そんな中でまた、子供たちの海外派遣というのも新たにまた出てくるかもわかりませんし、そこら辺はまだことし1年間の検討をさせていただくということになります。

○森河委員長 芳村助役。

○芳村助役 海外派遣の問題につきましては、予算査定のときに教育委員会と十分話をし、本年度は今おっしゃっているようにということをごさせていだいたわけです。斑鳩町といたしましては、当初、児童生徒の海外派遣というものは、国際理解教育の中で一環として行っていたというようなことをごさいます。そういう中では非常に派遣した効果があった。これは言ったとおりでございます。それは評価しているわけです。

これからは、やっぱり大きな目でいかななくてはならない。ということは国際交流としての位置づけでやっていかないといけない。このように考えるわけです。そういう中では、一時見直ししながら、どうしたらええかということを考えてみたいということで、中止したということをごさいます。

現在、国際理解教育の中では、今、ALTを派遣させていただいて、それでネイティブスピーカーの中で、子供たちが外国の文化を含めながら、遊びを通じながらの教育ということをごさいますから、それをこれからも続けていくということに間違いのないわけをごさいます。ただ、今言いましたように国際理解教育から国際交流に変えた、見直ししていきたいということをご理解いただきたい。

ただ、心待ちしている児童生徒もいると思います。それは旅行気分でなしに、やはり勉強で行くわけをごさいますので、そういう子供たちに対しては学校から十分理解するように、これは教育委員会から言っていただくということにしたいと思います。

○森河委員長 森田課長。

○森田教委総務課長 先ほども言ってますように、お若い方、女性ということでお答えさせていただきます。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 私の考えている人材育成の国際交流と少しずれがあるんですが、斑鳩町のこの施政方針にありますように、文化遺産のある町をごさいます。去年の秋祭りのときも町長、議長、それから自治連合会長が扮装しましたね、舞台衣装つけて。たくさんの外国人の観光客の方が追い回しておりました。ですから、そういうことも、斑鳩町は国際交流にはふさわしい土地柄をごさいますので、そういう交流ということも ——今の違いますよ、地元がどう受けとめるかというもあります。それはそれで結構です、やって

いただいたら。それで、子供たちの人材育成ということをもう一度考え直していただきたいということで終わります。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 今の生徒海外派遣事業ということで、私はきのう言ってたように、何か予算査定について基本的な考え方が間違ってるとははっきり指摘します。

まず、昨日の説明の中で、このことについては検討期間という説明されたんです。今見たらメモしてますからね。先に予算をつぶしてしまっただけで検討期間になるんですか。そう言われたら、今の助役が後で答弁されてるように、これはもう検討も何もしてないですやん。事業をする予算を先にカットしてしまっているんです。これは事業を検討してんですか。どういう思いでこういうことしてるんですか。教育長、これ検討期間って検討してますのか。それと、また復活する見込みがあるというような言い方されてるけど、検討してないですやん。この事業としてはもう中止ですやろ。助役さん言うてるのは中止やと言うてのやから、それが正しいんですやん、予算をつけないのは。その辺どうなんですか。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 この件については、確かに本年度予算について13年度中に検討したいということで、検討ということを申し上げていたと考えおります。13年度1年かけてこの事業についてどうすべきなのか。先ほど申し上げましたように、国際交流として、斑鳩町としてどうあるべきかということを検討したいということで、その期間というのは、なかなか出てきませんので、1年間をかけてそういう検討をしたいということで、本年度は予算計上していないということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 そんなん理解できへん。子供に聞いてもわかるやん。13年度の予算もつけてないのにどういう形で検討しますの。検討期間というたら、予算もつけて、それが実際問題として、助役さんがおっしゃるとおりに方向転換したんやと、だから執行しないんだということになってくるんですよ。

それと、11年度の決算のときにどういう答弁されとるんです。こういうもんが必要や、必要やということで。それでさっき喜多委員がおっしゃってたとおりに、反対の中にこれは中止せよとか、そういう問題を言うておられたん違うでしょう。ニュージーラ

ンドがなぜやとか、そういう質問がきてて、それは変えたらどうやとか。中止せよというような反対意見でもなかったように私は思うんです。仮に、これを中止せよと、むだやという意見の思いで議員さんがおっしゃってたんやったら、それは多数決で否決されとるんです、決算も。予算を何でどういうぐあいに組んでくるかということですやん。検討してるのと違いますやんか。その点どうなんですか。

○森河委員長 芳村助役。

○芳村助役 私が予算のことについて、ちょっと教育長と違うニュアンスを言った感じなんですけど。基本的には同じことかと思うんです。私が今、喜多委員の質問にお答えさせていただきましたのは、当初国際理解教育での児童生徒海外派遣ということなんです。そういう中で、これからは国際理解教育のみやなしに、幅広い面において国際教育としての位置づけが大切であろうと。そういう中で海外派遣も見直していこう、こういうことを言っており、そして中止させていただいたわけなんです。

教育費といたしましては、1年間こういうものについては十分見直ししながら、国際理解教育に中のALTの関係も十分検討してほしいというようなことは、私ども教育委員会に審査したという経緯がございます。

そういうことでございますので、委員がおっしゃるように、一時中止にさせていただいて、そしてすべてを検討した中で、さらにどうしていくかということを議員の皆さん方と相談しながら進めていきたい。このように考えておりますので、その点理解をしてほしいということです。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 私はもう少し本来ならば助役さんに突っ込んでいきたいと思っておりますんですけど、そのALT事業というのは、先ほど課長が答えたように、海外派遣事業より先にあった事業です。あくまでもこれは中止されたということで、そのALT事業に対して、今からALT事業に切りかえていくんだと、そういう予算の組み立てだったら私は納得しますよ。これがあるからと。そしたら今までダブってきたのはどういうことですか。決算での説明とか、それがついてこないんです。だからそういう組み立てを予算でするということは、この海外派遣というものが今の時点で検討もなしに中止されたと見なされて当たり前の話ですよ。まして、そのことも心配だから、喜多委員が一般質問で質問されてるんですよ。そんなの全然考えてないんですよ、予算査定のときに。それはどういうことですか。

○森河委員長 芳村助役。

○芳村助役 当然言われるように、外国青年招致事業これは平成2年度から実施して、そして子供たちに対する生の英語、いわゆるネイティブスピーカーを十分取得させるということでやってまいりました。そういうことから、今度は児童・生徒を海外派遣しようというような計画におきましては、児童・生徒を海外へ派遣して、そしてその海外のいろいろな面、いわゆる文化的な面、また直接、国際語である英語を身につけて帰ってきて、それを英語Tとのいわゆるコミュニケーションの中でどういう形で変わってくるかということを1回試みようというようなことも1つの中ではあったわけです。そういうことを踏まえながら、児童・生徒の海外派遣を実施したということでございます。

しかし、今年度におきまして、そこらをさらに大きな国際交流の中に位置づけようというこの見直しということでやってきております。そこを十分理解していただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、外国青年招致事業はこれから継続しながら、さらに充実したものになっていきたいし、また、この見直しの中には国際交流員とした形も位置づけていくことも考えていかなければならないと思っておりますので、そこら辺ご理解願いたいと思えます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 私らの議決機関の気持ちも理解していただきたいと思えます。私はそれを言いたいんです。やはり、予算査定されるときには議決を任されている私たちの気持ち、そのための流れというようなものも十分理解していただきたい。完全に昨日から私はきついこと言うてますけど、その点なんです。まさしく、このこともそうだし、私がきのう話してることもそうだと思います。理解していただきたい。

それと、先ほどの里川委員の質問の中で、ものすごく不思議に思ったことがあるんです。というのは、クラブ活動時間外指導助成金ということで、時間外と書いてあるのに、課長の説明では、クラブ活動にいつも顧問の先生に、いうたら賃金の二重払いしてるような話です。そして、改められるんだなと初めは思ったんですよ。当然改めないかんし、今までそうして何年払ってきたんかいうとはこれは問題やと思えます。それをチェック機関の私らも知らなかったということは、私としては恥ずかしいなと思うんですが。さらに、何かこの分としてほかに組んでるというようなニュアンスで説明されたと思うんですわ。それはどういうことなんですか。

○森河委員長 森田課長。

○森田教委総務課長 部活動の時間外の件でございますが、別で組んでるということではなくて、もともとから先生は平日であれ、土日曜日であれ、それぞれのクラブにかかわっての、いろいろ生徒の引率をしていくいろいろな活動があるわけでございます。そうした中で、土日曜につきましては、当然県も別の要素で県職に対する支払い基準を定めておりますので、当町もそれに類似して土日曜日について、先ほど申し上げましたように、町費の講師の方も土日のクラブにかかわってもらう場合は払っていただくということに変わらないわけです。

ただし、平日につきましては、今まで金額的に非常に少ないわけですが、見方によってはクラブに従事していただいている先生に対する、いろいろそんな関係もあつての支払いであったわけですが。今度のこの平日に対しては通常の超勤っていうんですか、そういう中での先ほど申し上げました本俸の中にも含まれているということもありまして、今回当町におけるクラブの町費の講師がかかわっていただく場合は支給しないと、ということでのご説明をさせていただいたと思います。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 そしたらまず、私が理解できないのがまずいんか知らんけどね。これは時間外指導助成金だったから、別に超勤とか、土曜日曜の超勤というんですかね、それでなぜ支払わなくて、その分としてお支払いしてた分だと、そういうぐあいに理解してきたら、そしたら、なぜ本年度予算でゼロにしたんですか。今まで、12年度まで正確にこの予算の趣旨に沿うてお支払いをしてた分だったら、なぜ13年度からなくなったんですか。肝心なのはこのことやと思うんですが、その点はどうなんですか。

○森河委員長 森田課長。

○森田教委総務課長 私のとり方は、急に13年度でやめたんじゃないなくて、今までからもそういうような点については疑問を抱きながら、中止したらいいんと違うかという議論は私自身も抱いていたんです。うちとしてはできる限り、きょうまでの出発は別であれ、できる限り続けてあげたいとそういうような中で予算を確保してきたのも事実ですし、また、よく考えると長年、二、三年かかって13年に至ったという、私はそういうような理解しております。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 私の理解の仕方も悪いんと思うけど、課長の今のそういう説明であつたら、

そうじゃないと思うんですよ。この時間外指導助成金というのは、必要なことやから今まで60万円という金で組んでたんですよ。それで、これはそういう目的のためにお支払いしてたんではなくて、課長の考えの中では、超勤を本来正式に請求されてないから、それにあてごうてたという、流用していたということですやろ。そういう考えが課長の頭の中にはあるから、きちっとした超勤の方で補うてるとおっしゃってると思うんですよ。

ただし、それは今は予算の委員会に出てますねん。決算じゃないんです。決算でそういう質問したらそういう答弁してくれはったらよろしいです。予算ですねん。これは必要な予算です。先ほどのこともありますし、これからクラブ活動の方できちっと時間外、土日に、出ていただくもんとしたの超勤の請求はそういうときにされてないというものについて、これはやはり必要じゃないかと。時間外ですよ、あくまでも。そこらはどうなんですか。

○森河委員長 40分まで暫時休憩します。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○森河委員長 再開します。

休憩中にいろいろ検討した結果、若干の小野委員の理解も得られましたので、ここは議会とお互いのどこで合わすかということで、理事者の方も先ほど申されたように、的確な答弁をひとつお願いして、理解を求めていきたいと思います。

森田課長。

○森田教委総務課長 私の方から先ほどのクラブ活動の時間外の指導助成金のことで説明不足でご迷惑をかけましたことをおわび申し上げます。

もともと一方について30万円ということで、これまで支給してきた中では、先ほども一部申しあげましたように、5時以降の平日、あるいはまたすべての時間に対する掛りを渡しとったわけですが、一部県の職員との超勤との絡みもありまして、それを整理する意味で、当然な超勤につきましては別の要素でもって支給していくことであるということから、その助成金については13年度から廃止していくということで、もちろん土日曜日に関しましては、時間給の中で支給していくということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 ということは、紛らわしい予算の組み立てであったかに私は思うんです。時間外の指導助成金というのは、何か別に、超勤は超勤、それは当然の労働者の権利ですので、請求されてお支払いしておられたと私は思っておったんですね。

時間外というのは別に、お礼みたいな形で支払われていたかに見えましたし、そういう意味でそれをぴしっとされていくためにこの項目は外したと、そのように理解しておきます。

そしたら、もう少しお聞きしたいことがあります。171ページの委託料の中で、登記業務等委託料39万円というのがありますが、文化財保存費でどのような登記業務があるのか、ちょっと教えていただきたいというのと。

昨日の説明で聞き逃したのかもしれませんが、174ページの図書館管理運営費の中の需用費、この消耗品というのは2,460万4,000円。消耗品という言葉の印象から、ちょっとどういうものかなということで説明をしていただきたいと思います。

○森河委員長 田口課長。

○田口生涯学習課長 174ページの方を先に説明させていただきたいと思います。図書館管理運営費の中の消耗品でございます。これは一般的な事務に要する消耗品の関係と、図書館の本の購入の部分を含んでおります。この中で2,460万4,000円という消耗品費になっておりますけれども、大体本の金額というのは2,120万円ほどの分で計上させていただいているところでございます。

今度172ページの中で、書かさせていただいております公有財産購入費の方で、仏塚周辺の通路の用地の協力を得ていきたいという考え方をさせていただいている中で、そのための土地の分筆の関係の分を考えておりますのが、先ほど言われております登記業務委託料39万円のものでございます。移転登記の費用の関係でございます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 移転登記ということも入ったある分ですか。その分であったら、どういう発注の仕方されるんですか。基本的には権利の移転登記は町側でされるというような方針もうかがっていますが、それらの分の経費として上げておられるのか、もし業者委託されるのであれば、どういう形をとられるんですか。

それと、これは図書館の本というのはいたし方ないかなと思うんですが、消耗品費ということで、私は図書館全く利用したことない。本は備品か何かそんなもんじゃない

のかなと思うんですが、ぜひとも消耗品ということに入れないかんものなのかということをお教えください。

○森河委員長 田口課長。

○田口生涯学習課長 図書館の関係の消耗品の部分の中で、備品というのはたしか3万円以上の分を備品ということで考えておりまして、あとそれ以外の部分につきましては、一般の消耗品ということで扱っていくという考え方をさせていただいてます。

所有権移転につきましては、町の方で移転の方はさせていただく考え方をしております。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 登記の方はそれで結構やと思います。

最後に消耗品、3万円以上の備品という考え方ということですが、18節、備品購入費のところ、庁用備品とあり、図書200万円というのがあるんですよ。課長が先ほど3万円以上のということは、その本1冊ずつが3万円未満やからという形であるけど、トータル的に先ほど2,120万円ですか、この消耗品のほとんどは本だということ。ちょっとそこら、余りこだわるのおかしいかわからへんけど、明確にさせていただいた方がいいと思うんですが。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 斑鳩町の財産規則の中に、備品の中で、1個の購入価格が3万円以上のものというような形で書いてることになっております。そういった関係上で、それ以下のものについては消耗品費という中で計上するようにさせていただいてます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 そしたらこの18節、備品購入費の図書というのは、1冊とか200万円とかするような本なんですか。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 その中身は別にいたしまして、3万円以上の分というようなものになっていくということで、その分類の中で予算経費の中で分けさせていただいてます。3万円未満のものにつきましては消耗品、以上につきましては備品購入費と、そういった予算上の分け方をさせていただいてます。同じ種類のものを買うのに、予算上はそういうことで、財産規則の中でそういったことで明記させていただいてます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 財産規則にそう書いてある、同じ本、2万9,000円の本と3万1,000円とで、やっぱり区別するのおかしい。ただ、消耗品というイメージが、ほかすもんやと思うし。ただ、財産規則の方で3万円という線を引いておられて、例えば机1つが3万円未満やったら消耗品というんか。そんなんやっぱりもうちょっと明確にしとく方がいいんじゃないかなという意見だけ言うておきます。

終わります。

○森河委員長 ほかにございませんか。——ないようですので、これをもって第9款、教育費に対する質疑を終結いたします。

次に、第10款、災害復旧費について並びに第11款、公債費、第12款、予備費について理事者の説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは災害復旧費、公債費及び予備費の関係につきまして、私の方から一括してご説明させていただきます。

予算書183ページをごらんいただきたいと思います。

まず初めに、第10款の災害復旧費でございますが、災害の発生に伴い、早急に各施設の災害復旧に対応できるよう各費目において、名目予算として各1,000円を計上させていただいております。

続きまして、186ページをお開きいただきたいと思います。

第11款の公債費についてでございます。本年度は15億5,714万8,000円を計上させていただいております。前年度の予算額等に比較いたしまして2,127万9,000円、1.3%の減となっております。既に借り入れを行っております町債の元利償還金と、平成12年度に借り入れを見込んでおります町債の利子償還金並びに平成13年度内において歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために借り入れる一時借入金の利子分を計上いたしております。

それと町債の借り入れにつきましては、潤いのある魅力的なまちづくり、安心して暮らせる都市基盤づくりなど本町が当面する政策課題に的確に対応していくためには、町債の活用もやむを得ないものと考えております。しかしながら、その活用に当たっては、将来にわたる財政負担を十分に勘案いたしまして、全体としてはその縮減を図ってまいりたいと考えております。

次に、187ページをお願いいたします。第12款の予備費でございますが、不時の

支出にそなえるため前年度予算額と同額の5,000万円を計上させていただいております。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。

○森河委員長 第10款、災害復旧費、第11款、公債費、第12款、予備費についての説明が終わりました。

これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の183ページから187ページまででございます。

質問のある方はどうぞ。——ないようでございますので、これをもって第10款、災害復旧費、第11款、公債費、第12款、予備費に対する質疑を終結いたします。

以上で一般会計に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第12号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、議案第12号 斑鳩町国民健康保険事業特別会計につきまして、説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第12号

平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

お手元にお配りをさせていただいております特別会計予算書に基づきまして、ご説明を申し上げます。

この特別会計予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、予算書の朗読をいたします。

平成13年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億1,545万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、当特別会計予算の概要につきまして、まずご説明を申し上げます。

予算総額は、先ほど申し上げましたように、歳入歳出それぞれ18億1,545万円であります。前年度予算額と比較いたしまして1億4,725万円、8.8%の増となっているところでございます。

国民健康保険制度は、我が国の社会保障制度の重要な役割を担い、住民の健康の保持・増進に大きく貢献してきたところでございます。しかしながら、高齢化の進展に伴い、老人医療費は年々増加傾向にあります。また、景気低迷により企業の倒産やリストラによります失業率は上がり、低所得世帯が増加し、国民健康保険の事業運営は年々厳しいものになってきているところでございます。

平成13年1月から医療費制度の一部が改正されたものの、抜本改革は14年度に先送りされ、不透明な状況であります。国保事業を安定的に運営するためには、ふえ続けます医療費の抑制に努めことが第一であると考えているところでございます。

そうしたことから、平成13年度から人間ドック検診事業を取り入れまして、疾病の早期発見を図り、保健センターと連携を図り疾病予防対策の充実強化に努め、医療費の適正化を図ってまいりたいと考えているところでございます。収支両面にわたります対策をより一層推進し、事業の安定化を図ることを念頭に置いて、予算編成をさせていただいたところでございます。

それでは、予算書の9ページをごらんいただきたいと思います。

初めに歳入予算についてでございます。第1款、国民健康保険税、第1項、国民健康保険税についてでございます。6億9,144万円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして644万円、0.9%の増を見込んでいるところでございます。その内訳でございますが、医療給付費分として現年課税分及び滞納繰越分を合わせまして、一般被保険者分で5億6,340万円を、また退職被保険者分では1億2,804万円をそれぞれ計上いたしております。

介護保険制度の開始に伴い、国民健康保険の第2号被保険者に対しまして、介護給付費といたしまして、一般被保険者現年度分で3,000万円を、退職被保険者現年度分で1,000万円を計上しているところでございます。

本特別会計の主たる財源であります国民健康保険税の徴収についてでございますが、長引く景気低迷により、納付状況も厳しい状況となっております。しかしながら、国民健康保険加入者の負担の公平性、自主財源の確保からも収納率向上に努めているところでございます。滞納整理に当たりましては、催告書の送付、徴収嘱託員によります訪問徴収、口座振替の推進、特別徴収班によります訪問徴収を行い、また、健康推進課の職員にも徴税吏員証を発行いたしまして、徴税体制の充実を図って収納率の向上に努めているところでございます。

平成12年12月末現在で、滞納者207人の方に対して、短期被保険者証を交付しておりますが、更新時には面談を行い、納付が履行されるよう指導を行い、その結果、111人の方が履行されておられるところでございます。うち47人の方につきましては、完納をしていただいたという結果もなっているところでもございます。さらに、収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、10ページ、第2款、国庫出資金でございます。5億6,501万1,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして、4,670万9,000円、9%の増を見込んでおります。

第1項の国庫負担金、第1目、療養給付費負担金でございますが、2億9,368万2,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして323万2,000円、1.1%の増を見込んでいるところでございます。医療給付費分現年分といたしまして、2億5,629万8,000円を計上いたしております。一般被保険者療養給付費等の総額に制度上の負担割合により積算をしたところでございます。また、介護納付金分現年分といたしまして、3,737万3,000円を計上いたしており

ます。

次に、11ページ、第2目の老人保健医療費拠出金についてでございます。1億7,833万4,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして、2,359万9,000円、15.3%の増を見込んでいるところでございます。老人保健制度によります負担割合により積算をいたしたところでございます。

次に、第2項の国庫補助金、第1目、財政調整交付金でございます。9,277万6,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして、1,965万9,000円、26.9%の増を見込んでいるところでございます。医療給付費分普通財政調整交付金8,000万円、介護納付金分普通財政調整交付金947万3,000円、医療給付費分特別財政調整交付金330万3,000円をそれぞれ計上をいたしているところでございます。

次に、12ページの第3款、療養給付費交付金についてでございます。4億310万1,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして、8,275万6,000円、25.8%の増を見込んでいるところでございます。

当該費目の予算積算時におけます状況等を勘案いたしまして計上をさせていただきました。歳出の退職被保険者等療養給付費に連動した伸びとなっているところでございます。

次に、13ページ、第4款、県支出金では、前年度の予算額とほぼ同額の797万円を計上いたしております。県単独制度の福祉医療費の波及増分に係ります補助金でございます。

次に、第5款、共同事業交付金でございます。前年度の実績を勘案する中で、前年度予算額と同額の1,500万円を計上いたしているところでございます。

次に、14ページ、第6款、財産収入でございます。3,000円を計上いたしているところでございます。基金の積立金により生じます預金の受け取り利息を見込んで計上させていただいております。

次に、第7款、繰入金、第1項、他会計繰入金でございます。現時点におけます交付税の算入基準をもとにしまして積算をいたしました。1億3,237万9,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして1,103万3,000円、9.1%の増を見込んでいるところでございます。

繰入金の内訳でございますが、国保財政の基盤安定、人件費、事務費、そして出産育児一時金、安定化支援事業に係るものでございます。

次に、15ページの第8款、繰越金でございます。平成12年度決算見込みが非常に厳しい状況でありますので、名目予算として1,000円を計上させていただいております。

次に、16ページの第9款、諸収入でございます。第1項、延滞金加算金及び過料では5万円を計上いたしております。

第2項、雑入では49万5,000円を計上いたしているところでございます。

次に、18ページからの歳出予算についてでございます。

第1項、総務費では4,405万2,000円の計上となっているところでございます。前年度予算額と比較いたしまして、144万9,000円、3.4%の増となっております。

第1目の一般管理費でございますが、2,812万5,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして77万3,000円、2.8%の増となっているところでございます。主なものは国保事務に係ります人件費、一般事務的経費及び医療費適正化対策事業の一環であります診療報酬明細書の内容点検業務を継続して行うための経費となっているところでございます。医療費の適正化対策を行ない、年々ふえ続けます医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、20ページの第2項、徴税費、第1目、賦課徴収費でございます。前年度予算額と比較いたしまして75万3,000円の増となっているところでございます。国保税の賦課徴収業務に係ります事務的な経費が主なものであります。

次に、21ページの第2目、国民健康保険特別対策事業費でございます。57万円を計上させていただいております。収納率向上対策といたしまして、口座振替の推進、納期内納付の啓発を一層充実させてまいりたいと考えております。

次に、22ページの第3項、運営協議会費でございます。前年度予算額と同額の30万3,000円の計上をさせていただいております。

次に、23ページの第4項、趣旨普及費でございます。前年度予算額とほぼ同額の76万1,000円の計上となっているところでございます。

次に、23ページから24ページの第2款、保険給付費でございます。11億6,882万2,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較いたしまして6,821万8,000円、6.2%の増となっているところでございます。

歳出予算の過半を占め、本特別会計の根幹をなします科目であります。予算編成時に

おけます療養諸費、高額療養費などの推移や状況などを勘案し、積算をさせていただいたところでございます。

第1項の療養諸費につきましては、前年度予算額と比較いたしまして、5,371万8,000円、5.3%増の10億6,402万2,000円を計上いたしております。

次に、25ページの第2項、高額療養費は前年度予算額と比較して1,070万円、13.7%増の8,870万円を計上させていただいております。

次に、26ページの第3項の移送費でございます。前年の予算額と同額の10万円を計上させていただいております。

次に27ページ、第4項の出産育児諸費でございます。前年度予算額と比較いたしまして390万円、40.6%増の1,350万円を計上させていただいているところでございます。

次に、第5項、葬祭諸費でございます。前年度予算額とほぼ同額の250万円の計上となっているところでございます。

次に28ページ、第3款、老人保健拠出金でございます。4億8,917万円を計上いたしております。前年度予算額と比較して6,608万2,000円、15.6%の増となっております。

老人保健制度により、本町の国保も一保険者として、老人保健医療費に係る医療費相当額を社会保険診療報酬支払基金へ拠出をいたしております。歳出基準は、平成13年度の概算医療費と平成11年度の確定医療費を基準として定められた算式により、積算しているところでございます。

次に29ページ、第4款、介護納付金でございます。9,473万1,000円を計上いたしております。

平成12年度より介護保険制度の開始に伴い、社会保険診療報酬支払基金に第2号被保険者の人数に応じ、介護納付金を納付する必要があります。積算基準は、老人保健拠出金と同様に、当該年度の概算介護給付費納付金の額と、前々年度の積算額を調整して算定されたものとなっているところでございます。平成13年度分は2年目でありますので、概算介護給付費納付金分を積算いたしております。

次に、第5款、共同事業拠出金でございます。前年度予算額と比較いたしまして、53万6,000円増の1,388万6,000円を計上いたしております。高額な医療の発生により、市町村国保の財政運営の不安定を緩和するために設けられた制度であ

ります。

次に30ページ、第6款、保健施設費、第1項、保健施設費、第1目の医療費通知費では150万9,000円を計上いたしております。被保険者に健康管理の必要性の自覚と健康づくりの意識の向上を促すとともに、これらによる保険事業の健全な運営に資することを目的として、医療費通知を行っているところでございます。

次に31ページ、第2目、人間ドック検診受診費用助成費でございます。13年度より新たに取り組む事業でございます。国民健康保険の被保険者に対しまして、予算の範囲内で検診費用の一部を助成し、疾病予防及び早期発見等、健康の保持・増進を図ることを目的としているところでございます。助成金は1人2万円を限度として、25人分の50万円を計上させていただいているところでございます。

次に、第7款、公債費でございます。前年度予算額より83万8,000円、63.8%減の47万6,000円の計上となっているところでございます。逼迫した財政状況の中、必要に応じ医療費の支払資金を金融機関等で一時的に借り入れ措置を講じさせていただくためのものでございます。

次に、32ページの第8款、諸支出金でございます。130万2,000円を計上いたしております。一般及び退職被保険者等に係ります保険税の還付金の計上が主なものでございます。

次に、33ページの第9款、予備費でございます。100万円を計上させていただいているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○森河委員長 国民健康保険事業特別会計予算についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

松村委員さん。

○松村委員 31ページ、人間ドックの件ですが、これは質問というよりもお礼を兼ねておるんですが。この人間ドックの件については、昨年私の割と近いところに住んでおられる方が役場へ来たところ、人間ドックについては面倒見切れないというか、自分でやってくれと言われて、それで生駒市と郡山市へ聞きましたら、補助が出てるということで、再度向こうでお話をされて、それでその結果、西田健康推進課長からお手紙をいた

だいて、それで、来年度から実施の方向で検討してますということで、それが実施になったということで大変喜んでおられました。

つきましては、生駒市と大和郡山市、本人が問い合わせたところです。ここの補助金はどれぐらいでしょうか。わかれば教えていただきたいと思います。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 大和郡山市でございますが、金額につきましては、要った費用の7割というふうな規定をされておられるようでございます。この資料につきましては若干年度が古うございまして、直近のデータは持ち合わせておりませんが、おおむね7割、これは国保の負担割合ということからの7割というふうに考えております。生駒市につきましては、総費用から1万円を控除した額を負担するというふうに規定されているように伺っております。

以上でございます。

○森河委員長 ほかにありませんか。

里川委員さん。

○里川委員 これはちょっとどうなってるかというのは難しいかもわからないんですけども、先日の新聞で、国保の中で退職者制度移行が不十分であったという記事がございまして、1999年以降に全国で29万人も見つかったと、そういう方が。そんな中で、非常に会計検査院からも制度の不徹底を指摘されているという厚生労働省からの通達が出てきたんではないかと思っているんですけども。これまで、そしてまた今後ということで、当町としてもこの退職者制度に移行するのに、きちっとした対応をしていただきたいというふうに思っておりますので、それに対しての町の認識をちゃんとお伺いしておきたいと思います。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 朝日新聞に載った記事からのご質問でございます。この件につきましては、国保連合会の方から私どもの方に、年金受給権者の一覧表というものがデータとして送ってまいります。それに基づきまして、担当の方から各保険者の方に確認をとりまして、申請していただくように指導させていただいているところでございます。平成12年度につきましては、対象世帯42世帯でございます。それで、手続していただきました方が現在29ということで、退職医療に該当する方につきまして、こちらから連絡をとって届け出をしていただくように、手紙の郵送という形で、また電話での催促と

いう形で、手続していただくように努めているところでございますので、申請のない方につきましては強制もできませんので、届けていただくのを待つという形で、現在今申し上げましたように42件のうち29件が届け出をしていただいているということでございます。よろしく申し上げます。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 また、健保組合なども後で結局はしんどい思いをせなあかんことになりますので、行政としてきちっと対応の方していただきたいと思います。

それと予算書29ページの介護納付金なのですが、前年度と本年度を比較しまして、自分が思っていたよりも金額のふえ方がちょっと大きいように感じてたんですが、これは原因の方についてはどのように考えておられるのか、ちょっと確かめたいと思います。

○森河委員長 中井部長。

○中井住民生活部長 ちょっと、その今、里川委員が思っておられます数値とかけ離れたような数値というようなご指摘でございます。もう一度数字的なものを出していただいて、精査させていただいて、後ほどお答えさせていただくということでご了承いただきたいと思います。

○森河委員長 山本委員さん。

○山本委員 1点だけ質問させていただきたいと思います。

国保の未加入者の問題なんですけれども、現在斑鳩町で未加入者のことについては、どういう認識をされておられるのかお尋ねしたいと思います。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 国民はいずれかの保険に加入しなければならないという義務規定がございます。我々の国民健康保険におきましては、まずそういった加入漏れの方はないというふうには考えておるわけでございますけれども、チェックする対策と申しますか、そういったことも担当の方でいろいろと検討させていただいておるんですけれども、ちょっと未加入者の実態というのは把握し切れておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○森河委員長 山本委員さん。

○山本委員 難しいと思うんですけれども、仮に未加入の方がおられるという場合、大阪市の方なんかではポスター掲示が去年されてまして、さかのぼって徴収をされるということについて、ただし書きがつけられたポスター掲示がされてたんですけれども、仮に

未加入者があるということになれば、私どもの町としては、国保税はどのような扱いをされようと考えておられるのか教えてください。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 退職されてすぐに国保の方に加入していただければ、その点で継続していくわけでございますけども、今おっしゃっていただくように空白があるというようなことがあった場合は、やはりその切れた時点に遡及いたしまして、保険税の方を課税させていただくという、今手続をとらせていただいております。

○森河委員長 山本委員さん。

○山本委員 ただ、切れたところまでさかのぼって徴収するということですね。それは法的な根拠はあるんですか。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 時効の関係もあろうかと思うんですけれども、ちょっと法的な根拠と、ちょっと今すぐ法の方あれですが、時効の関係もございました中での遡及をさせていただいているということで、ご理解いただきたいと思います。

○森河委員長 山本委員さん。

○山本委員 私、正確に記憶してないんですけど、大阪市のポスターはたしか12月末日まで、去年だったんですけど、12月末日までに未加入の方が窓口に来られれば、さかのぼりは最低何年間ですよというふうにはなったんですけどね。それは、ほんなら私がすごく疑問やったのは、どういう法的な根拠に基づいてそうなっているのかなという理由が知りたかったんです。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 申しわけございません。法的根拠、調べましてまた提示させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○森河委員長 山本委員さん。

○山本委員 後ほどで結構ですので教えていただけますか。

○森河委員長 ほかにございませんか。——ないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第13号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計予算についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、議案第13号 斑鳩町老人保健特別会計予算につきまして説明させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第13号

平成13年度斑鳩町老人保健特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

特別会計予算書に基づきまして、ご説明を申し上げますので、特別会計予算書の41ページをごらんいただきたいと思います。

予算書を朗読いたします。

平成13年度 斑鳩町老人保健特別会計予算

平成13年度斑鳩町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,900万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、特別会計予算の概要について申し上げます。予算総額といたしましては、先ほど申し上げましたように、歳入歳出それぞれ2億6,900万円で、前年度予算額と比較いたしますと、2億6,200万円、13.7%の増となっているところでございます。

少子・高齢社会が進行する中、高齢者の多くは疾病をあわせ持ち、その疾病は慢性的な経過をたどることが多く、完治が困難であるなど若年者とは異なる特性があります。老人保健制度は、老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることから、疾病予防・健康教育等の保健事業を総合的に実施し、高齢者が健康で生き生きと暮らせることを目指しているところでございます。

こういった中、平成12年4月からは介護保険制度が施行され、老人保健施設入所等

によります医療費は、介護保険給付へ移行しているところがございますが、一般診療によります入院等の医療費は増加の傾向にあります。医療給付費の動向を見る中で、前年同期と比較いたしますと、入院が件数で27.1%、医療費で26.9%の増となっております。入院外は件数で8.4%、医療費で1.8%の増加となっているところがございます。また、調剤におきましても、件数で17.5%、医療費で15.9%の増となっております。

また、平成13年1月からは世代間の公平な負担という観点から、定率1割負担制が導入されたところでもございますが、このようなことも勘案しながら、予算編成を行ったところがございます。

それでは、予算書の47ページをごらんいただきたいと思っております。

初めに、歳入予算についてでございますが、第1款、支払基金交付金、第1項、支払基金交付金でございます。前年度予算額と比較いたしまして1億8,918万7,000円、14.3%増の15億1,439万7,000円を計上させていただいております。歳出科目の医療給付費等の総額に、制度上の負担割合を乗じて積算しているところがございます。

次に、第2款、国庫支出金でございますが、前年度予算額と比較いたしまして4,813万4,000円、12.6%増の4億3,000万2,000円を計上いたしております。第1款の支払基金交付金と同様に、所定の負担割合により積算をしたところがございます。

次に、49ページの第3款、県支出金でございます。前年度予算額と比較をいたしまして1,203万4,000円、12.6%増の1億750万2,000円を計上いたしております。

次に、第4款、繰入金でございます。1億1,649万3,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1,264万5,000円、12.2%増となっております。一般会計予算の第3款、民生費より繰り入れ措置を行うものでございます。

次に50ページ、第5款、繰越金及び第6款、諸収入でございますが、前年度と同額を計上いたしているところがございます。

次に、51ページの歳出予算についてでございます。

第1款の総務費でございますが、老人保健事業の医療業務に係ります一般事務に要します経費といたしまして、前年度予算額と比較いたしまして59万6,000円増の

889万5,000円を計上させていただいております。

次に52ページ、第2款、医療諸費でございます。21億5,950万円を計上させていただいております。前年度予算額と比較いたしまして2億6,138万9,000円、13.8%の増となっております。

第1目の医療給付費では21億3,600万円の計上となっております。前年度予算額と比較いたしまして2億6,220万円、14%の増となっております。積算につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、入院・入院外・歯科・調剤に係ります医療費等の動向を分析し、予算計上をさせていただいているところでございます。

次に、第2目の医療費支給費でございます。近年の推移の動向を勘案いたしまして、前年度予算額と比較いたしまして100万円、6.7%減の1,400万円を計上いたしております。整骨及びコルセット等の補装具に要する医療の支給費が主なものでございます。

次に、第3目、審査支払手数料でございます。医療機関から請求されますレセプトの診療内容及び請求額等の審査を、国保連合会に委託する経費でございます。前年度予算額と比較いたしまして18万9,000円、2%増の950万円を計上させていただいております。これにつきましては、歳入におきまして審査支払手数料交付金の交付対象となっているものでございます。

次に、53ページ、第3款、諸支出金につきましては、前年度予算額と同額の2,000円の計上となっております。平成12年度決算の確定に伴う支払基金、国・県からの交付金の精算におきまして、超過交付が生じた場合、当科目から返還するものでございます。

次に、54ページ、第4款の予備費についてでございます。60万3,000円の計上となっております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○森河委員長 老人保健特別会計予算について説明が終わりました。

これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員さん。

○里川委員 老人医療に関しまして、ことしの1月1日から改正された結果、非常に受診

しにくいような状況もある。高齢者の方が理解しにくいような点もあって、多分、いろいろ窓口などでも住民の方との対応などもあると思うんです。まだ制度が変わって間がないということで、こういったものもつくって窓口に置いていただいているのも、私も存じております。中身も工夫されてます。老健の方、字が大きくなっております。

こういうことにも気を使ってやっていただいていると思うんですけれども、それでもまだちょっと1月1日からの変更についての内容については、まだまだちょっと見にくい、わかりにくい点——複雑ですので、あると思いますので、このところを本年度についても、きちっと高齢者の方に理解できるような施策を考えていっていただきたいと思ってるんですけれども。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 大変わかりにくいということも伺っております。高齢者の方から、これにつきましてわかりにくいということを、直接窓口の方での伺っているケースは、説明させていただく中ではご理解いただいているということでございます。この制度についての周知は引き続きしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○森河委員長 ほかにございませんか。——ないようでございますので、これをもって老人保健特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第14号 平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計予算についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 それでは、議案第14号につきましてご説明申し上げます。

まず、議案を朗読いたします。

議案第14号

平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、予算書の55ページをごらん願います。

予算書を朗読いたします。

平成13年度 斑鳩町観光自動車駐車場特別会計予算

平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,300万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、概要についてご説明申し上げます。

本特別会計の予算編成に当たりましては、近年公共機関を利用した旅行者が増加し、また修学旅行の目的の変化によりバス利用者が減少する中で、当駐車場運営につきまして、経費の節減や経営の合理化に努めております。

当該予算につきましては、より効率的な駐車場運営を図り、昨年に引き続き最小の経費で最大の効果を上げられるよう編成に努める中で、今議会において、ご審議賜わっております法隆寺参道西観光自動車駐車場の廃止など、経営の合理化に努めることにより、本年度の歳入歳出総額は、それぞれ2,300万円で、前年度と比較いたしますと320万円、12.2%の減となっております。

それでは、61ページをごらん願います。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入、第1款、使用料及び手数料で、駐車場の使用料収入でございます。本年度は2,299万8,000円で、前年度と比べ320万円の減額となっております。

次に、第2款、繰越金でございますが、本年度は1,000円、前年度と同額となっております。これにつきましては、前年度の決算繰越金から見積もり、予算計上いたしております。

続きまして、62ページお願いいたします。

第3款、諸収入でございますが、本年度は1,000円となっております。

次に、63ページをお願いいたします。

歳出では、第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費でございますが、本年度は997万5,000円で、前年度と比べ292万5,000円、22.6%の減額となっております。これは、法隆寺参道西観光自動車駐車場廃止に伴う管理運

営業務委託料の減によるものでございます。予算といたしましては、主に法隆寺・三井観光自動車駐車場の管理業務委託料を計上いたしております。

続きまして、64ページでございます。

第2項、観光開発費、第1目、繰出金でございますが、本年度は1,272万5,000円で、前年度と比べ27万5,000円、2.1%の減となっております。駐車場運営が厳しい状況下にある中で、一般会計への繰り出しをするものでございます。

次に、第2款、予備費でございますが、不時の支出に備え、前年度と同額の30万円を計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、議案第14号に係ります説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○森河委員長 観光自動車駐車場特別会計予算についての説明が終わりました。

それに対する質疑をお受けいたします。

里川委員さん。

○里川委員 私、以前から申し上げてきた経過もあるんですけども、参道西駐車場を第2分団の方へということも含めまして、そういうことであればなおさらなんですけれども、参道に大型観光バスがとまりまして、非常に危険な状況があったりしてまして、生徒さんたちがおりはる間ぐらいはと、私たちも思っで見させてもらってるんですけど、からっぽになったバスが結構時間とまっているという状況などもありまして、これまでもこのときお願いしたりはしてきたんですけども。

本年度、歴道の関係もあるだろうし、その点につきまして、町としてこれらも含めた整備というのをどういうふうにご考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○森河委員長 清水部長。

○清水都市建設部長 バス等につきましては、法隆寺の大きい方の駐車場の方にもともと入れていただくことになっておりますが、今の西駐車場につきましては、乗用車が対象となっております。それが本来ですので、路上駐車ということは堀の外にある時点については、駐車するのはいたし方ないところがございますが、そういった意味では本来駐車場に入れていただく、もしくは店等にも駐車場を持っておられますので、そういった中に入れていただくのが本来であると思います。そういったことで、苦情等がある場合におきましては、警察の方に連絡いたしております。また、歩道の方につきましても、

歩道管理ということで当物件を土木事務所の方に連絡して、指導をお願いしているところでございます。そういった意味で、さきの路上駐車等につきましては、基本的な考え方とその指導についての仕方、やり方について、検討させていただきます。

そして、全体の観光者に対する駐車場の確保ということにつきましては、西駐車場を廃止する中で、当時は一番そこへ入ってたわけなんですけど、今は3分の1になっています。そしてまた、本駐車場の方もかなり台数が減ってきております。そういった意味で、トータルで見ますと、十分にその分は収納能力はあるということで考えております。

そして、西駐車場の後の整備ということで、今分団の施設が検討されておられるわけですが、その中で観光者の方も来られますし、また歴道の出発点ということで、当初計画しております分もでございます。

そういった中で、駐車場の一部確保ということもお願い申し上げておりますし、また、歴道のところでもございますもんで、そういう景観にも十分配慮したものにして整備してほしいということで、今総務の方ともうちの事業課は協議をする中で、そのことは申し上げているところでございます。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 法隆寺の真ん前で、いろんな行政との絡みの中で、事故が起こらないように検討を、これからも気をつけて行っていただきたいということだけ、お願いしておきます。

○森河委員長 ほかにございませんか。

小野委員さん。

○小野委員 また1点だけ質問させていただきます。

先ほどの部長の説明の中で、施設管理・運営業務委託料が、ほとんど三井の分だというように聞かせていただいたんですが、実際問題として、これにこれだけの金額は使っておられないだろうとだと思いますし、その三井の方の施設管理・運営業務委託料は幾らなのか。そして、この土地の借上料は三井の分だと思うんです。先ほどから参道西駐車場の廃止ということで、やはり少なくとも参道西は何台かはとめておられたと思うんです。いろいろ工夫されてやってきた分だと思うんです。そういうことを言ったら失礼かもわかりませんが、三井の方はその点、無料駐車場みたいになってますので、歳入の方はゼロだったと思うんです。だから、その三井の駐車場についての考え方、今度は予算を組んでおられるから、それで今から検討していくのはそれでいいと思

ますけど、考え方についてお伺いしておきます。

○森河委員長 清水部長。

○清水都市建設部長 三井の駐車場の考え方ということでございます。今現在は、委員仰せのとおり、駐車場は無料ということで、使用料はちょうど特別会計の中では土地の使用料ということで、予算はお願いしております。

そういった意味で、使用料、歳出だけの分になるわけでございますが。今後の利用の仕方ということにつきましては、法輪寺、法起寺の近くには大きな駐車場がないということで、継続をお願いしてきたわけでございます。

また、これからの観光の中で、やはり散策型だということで、多くの方がハイキング等で歩いておられます。そして、そういった中で、以前にも物産展を実施させていただいたわけなんですけども、その中で、いろんな農業サンプル、また商品等の斑鳩で生産されてる商品をあそこで物産展をやらせていただきました。そういった意味では、そういうイベントと組み合わせて、そういった物産展等のほかの方が集まられますので、そういった場所で実施していきたいと、そういった形の部分を考えております。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 あそこは、無料で管理していただいておりますか。その点は、施設管理委託料というのが、今回757万6,000円計上されてますが、三井の駐車場は幾らで委託されとるんですか。

○森河委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 委託料の関係でございます。施設管理・運営業務委託料として、757万6,000円のうち、三井の駐車場につきましては50万9,000円を計上させていただいております。管理等につきましてはシルバーの方をお願いしております。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 それであそこにはトイレ施設もしてあると思うのですが、それらの方の経費というのは、どのようになっていますか。

○森河委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 トイレの清掃なり開閉につきましては、先ほど申しました方をお願いしております。それとあわせまして、中宮寺のところにございますポケットパークの管理も同時をお願いしておるものでございます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 先ほどの部長の説明であつたら、駐車場としての機能は皆目ないんだと。ということは、無料の駐車場だったら無料の駐車場で入がないというのはわかります。今の課長の話には、バスなんかあそこにとめてる様子はないし、全く観光客へのサービスで駐車場をまだ存在してあるということなんです。

それについて、あそこが駐車場として適当なんか、細かく議論をするべきものだと思いますが、私は参道西駐車場を廃止するという、まだ機能としては生きてるんです。それを廃止して、三井の方は、言うてみればあそこへ駐車場をしたんは、全然機能は果たしてない。だから、無料化してしまつて、当初あそこへされたんは、平成の初めぐらいだったと思うんです、あそこへバスを誘導していこうというようなことを検討されて、地主さんをお願いしてああいう状況にしたと。その結果、町長の話ではいろいろこちらの方の観光業者のどうのこうのいう、クレームですか、向こうへとめられたら困るとかというような話があつて、バスがとまらないと。そういうようなことみたいな話もされてますが。

そうしたら、バスがとまらないような駐車場をいつまでも駐車場としとくようなことやったら、先に向こうを廃止すべきやと思うんです。その点、今の答弁では、このまま継続させていくんだというようなお考えと思いますが、あの駐車場を同じように廃止する気は一切今のところないんですか。はっきり言うてください。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 これは、いろいろと議会の中でも第2駐車場関係等が、ちょうど昭和60年当時から、やはり第2駐車場は当然やっぱりつくるやろうという中で、なかなか周辺では見当たらない。そういう中で、バスを町営駐車場へとめて、そしてまた観光客をおろしたら向こうへ回すということで、最初はさせていただいた。もうそこへ一遍とめられて向こうへ行きますから、戻ってこないと。そういうことを考えますと、土産屋さんがみずからが工夫されて、自分とこでやっていた経緯があるし、小野委員おっしゃるように、もう廃止したらどうかという、この関係とかいろいろ議論されてることもございます。

といいますのは、やっぱり天満池の関係等に、水利の関係の機能を果たした、そういうグラウンドがございます。あそこも今駐車場等がないということでございますし、そういうことで、あそこへとめていただいて、あそこから来ていただくというそういう話も一時はあつたと思います。

なかなか今の車乗った方はやっぱりなかなかあそこへとめてくれないようです。バスはとまらないかというよりも、とまりはやっぱり町が農業委員会とかそこにバスをとめて、それから出発するとか、あるいは、今、法隆寺さんが妙見堂の再建をされてます。やっぱり、いずれにいたしましても妙見堂が平成14年か15年にはでき上がってまいりますから、そこらを踏まえた中で、我々将来的にどうかということも視野に入れながら、いましばらくは状況を見ながら、このことについては将来的に目標が明らかになったら、廃止しますよということも考えますけれども、今当分はいろいろと研究させていただきたいと思います。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 天満池のグラウンド整備が、駐車場整備というのは今度入ったん違いますの。それと、ましてそういうこともこしらえるような今度の予算を組んでるんだったら、駐車場をどちらを先にするんかというたら、向こうを廃止すべきと違うんですか、意味が。

だから、私は何も三井の駐車場がどうのこうのと言うとるんじゃないんですよ。その予算の組み方で、ちぐはぐばかりやってるから、私はいつもこうして言うとるんやから。それらについて、しっかりと研究しといてください。

それでなぜ、今のここで言うかというたら、今回条例改正も出しておられます、駐車場についての。その中でも藤ノ木古墳についても、教育長の方からはあの参道西の駐車場を移動させていくということをおっしゃってた。それについては、観光客もとまれるようなトイレもちょっと大きめにするとか、それで駐車場も広めにとってる。ちぐはぐですもん、その話が、全部。そういうところへ、消防の詰所を持ってくるというのは、ちぐはぐになりますねん。何のためにそんなちぐはぐなあれを進めていかれる予算組んでおられるのか、もう理解できないんです。この駐車場のことですので、予算のことですので、そういうことでさせてもらっていて、終わっておきたいと思います。

○森河委員長 ほかにございませんか。——ないようですので、これをもって観光自動車駐車場特別予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第15号 平成13年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、議案第15号 斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算の説明を

させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第15号

平成13年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について

標記の件について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

お手元にお配りいたしております特別会計予算書に基づきましてご説明申し上げます。

65ページをごらんいただきたいと思います。

朗読させていただきます。

平成13年度 斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算

平成13年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ507万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、特別会計予算の概要を説明させていただきます。

本特別会計は、平成11年度から実施いたしております財産区財産の適正な管理に努めているところでございます。また、一昨年の提訴から現在まで11回の公判が開かれておるところでございますが、現在和解を前提に進めているところでございます。

それでは、予算書の69ページをごらんいただきたいと思います。

まず最初に、歳入予算についてでございますが、第1款、繰越金といたしまして前年度からの繰越金502万2,000円を計上いたしております。

次に、第2款の諸収入についてでございますが、預金利子等で4万8,000円を計上いたしております。

続きまして、70ページ、歳出予算についてご説明申し上げます。

第1款の総務費といたしまして、財産区の維持管理等に要します経費19万3,000

円を計上いたしております。

次に、第2款、予備費についてでございますが、不時の支出に備え487万7,000円を計上いたします。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○森河委員長 大字龍田財産区特別会計予算について説明が終わりました。

これに対する質疑をお受けいたします。

喜多委員。

○喜多委員 今の説明で、公判11回をやられているということです。でも、まだ決着がつかなくて長引きそうなんですか。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 先ほども申し上げましたように、それぞれ和解を前提に話をしておるわけでございますけども、和解の金額等の兼ね合いというものがあると。当方が申し上げておる金額に乖離がありまして、そういった面についての、今折り合いがつかないかどうか等につきまして、弁護士を通じて話をさせていただいていると、そういう状況でございます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 今同じようなことを聞かせていただこうと思ったんですが。そしたら、和解という方向で公判が進んでいるということを今お聞きしたんですが、それで、あと決まる和解の内容で、その和解金と申しますか、その金額のみで推移してきているのか、それと、この提訴に至った経緯、もちろん皆さんご存じやと思うんですが、全般としてそれは、どのように今裁判で明け渡し請求ということで、その間いろいろ、現状はどないになってるんですかね。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 明け渡しの裁判をやっておりますけども、現状の中では営業をまだされております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 私は何か弁護士さん生ぬるい違うかと思うということで、そしたら、和解金がいつまでもならないという話になって、ずっと営業しておられたら、その間、2年営業していけるということですね。

本来はおかしいんだと。財産区の財産を、その権利のない人から借りてたという訴訟だと思っんです。そういう方面で、和解金の話とかだけの問題やと私はないと思っんですけど。その点、やはり同じように営業されてたら、こういう問題の最初に出たんはやっぱり地元地域で迷惑がかかってると。そしたら、その中を見ていったら、やっぱり財産区財産ということの考え方のあいまいさというんですか、ちょっと見損ないがあったから今、部長がおっしゃったように、この会計はいつからですもん。もともとはこれして、きしっと町の特別会計に入れとかないけなかったんです。そういうことも含めて、今の提訴に至ったと。私はもう認識しとるんやけど。そんなん出て行ってほしいからどうのこうのという話じゃ根本的に違っと思っんですよ。その点は、そういうことまでは話で、訴訟に持っていくのはおかしかつたんで。どのように認識されとるんですか。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 地域住民からの、こういったいろいろの話もありました。そういったことを念頭に入れながら、担当の委員会にもご相談申し上げながら、そうした中で進めてさせていただく中で、提訴させていただいたということでございますので、そういった面でご理解申し上げたいと思っます。

○小野委員 この特別会計予算のことですが、やはりそのままずっと営業していただく気持ちがあんのんか、それがいいのか悪いのかは、これだれにもわかりませんもん。そういうことをしっかりと、まず営業差しとめぐらひはやっぱりするべきやと思っんです。そんなもん、ずっと営業続けられてて、それで立ち退き料の話とかでしていくんやつたら、そんなんおかしいでしょう、根本的に。財産区財産の管理としてはなつてないですやん。それだけ、私は意見として言うときます。

○森河委員長 ほかにございませんか。——ないようですので、これをもって大字龍田財産区特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第16号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

辻上下水道部長。

○辻上下水道部長 それでは、議案第16号につきまして、私の方から説明させていただきます。

まず、議案書の朗読をさせていただきます。

議案第16号

平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、予算書の75ページをお願いします。

朗読させていただきます。

平成13年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計予算

平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億9,250万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2条 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの限度額は、5億円と定める。

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

まず初めに、流域下水道事業につきましては、懸案となっておりました中継ポンプ場建設につきましては、地域住民の方のご理解とご協力のもとに、現在県において順調に工事が進められているところであります。また一方、流域下水道竜田川管渠第3号工事ではありますが、当町稲葉車瀬に発進基地を築造され、現在、シールド工事が順調に進められておるところであります。

なお、これで浄化センターから稲葉車瀬までの間の管渠築造工事及び中継ポンプ場工事のすべての工事が着工されたことになり、平成16年度中にはすべての工事が完了する予定でございます。

一方、町の公共下水道事業につきましては、平成4年度より事業着手し、国庫補助金

の確保に努め、幹線管渠を初め、供用開始時には、より多くの住民の方に下水道を活用していただく住民の多大なるご理解とご協力いただき、幹線を主とする面的整備も進めてまいりました。平成13年3月末には整備面積といたしまして、約68ヘクタール、管渠延長で約17キロメートルが整備完了することとなりました。

今後も公共下水道事業の目的であります生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めるとともに、多くの住民に一日も早く使用していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

それでは、予算書の事項別明細書の歳入の方から説明させていただきます。

それでは、81ページをお願いいたします。

第1款、国庫支出金、第1項、国庫補助金、第1目、公共下水道事業費国庫補助金といたしまして、補助対象事業費3億円に対しまして、2分の1の1億5,000万円で前年度と同額の予算を計上させていただいております。

次に、第2款、繰入金といたしましては、3億2,677万3,000円、前年度比897万5,000円、2.8%増となっております。

次に82ページ、第3款、繰越金といたしましては、一定の計上をお願いさせていただいております。

第4款の諸収入、第1項、雑入では本年度は1,682万6,000円の計上で、前年度比482万5,000円の増であります。これは前年度事業に対します消費税の還付金であります。

次に、83ページの第5款の町債でございます。

第1目の下水道事業債につきましては、総額4億9,890万円で、前年度比9,820万円の増となっております。内訳といたしましては、第1節の公共下水道事業債2億1,750万円の計上で、前年度比4,010万円の増額となっております。これは下水道管渠築造工事及び上水道管の移設工事総費等に対する補償補てんの増によるものでございます。

第2節の流域下水道事業債につきましては1億9,410万円で、前年度比4,050万円の増となっております。これにつきましては、流域水道竜田川幹線事業費の増によるものでございます。

次に、第3節の奈良県流域下水道事業推進資金につきましては、1次区域への編入に伴います浄化センター周辺対策費に対します借入金といたしまして、8,730万円を

計上させていただいております。

続きまして、84ページの歳出でございます。第1款、下水道費、第1項、下水道費、第1目、公共下水道事業費でございます。総額4億3,185万8,000円で、前年度比2,628万円の増額でございます。

以上、それでは、それぞれの節の主なものについて説明をさせていただきます。

85ページをお願いします。第13節、委託料でございます。測量設計委託料といたしまして、前年度比3,214万3,000円の減の1,555万7,000円の計上をいたしております。前年度実施いたしました法隆寺1丁目地内の残部分の測量設計費でございます。

次に、第15節の工事請負費についてでございます。本年度は服部2丁目及び法隆寺1丁目、西1丁目地内で面的整備4.9ヘクタールを予定しております。服部2丁目区域につきましては、前年度引き続き本年度も施工する予定であります。また、法隆寺地区につきましては、平成13年度予定しております身近なまちづくり支援街路事業とともに整合をとったものであります。これらの工事費といたしまして3億1,400万1,000円を計上し、前年度比3,550万1,000円の増額でございます。

次に、86ページの第22節、補償補填及び賠償金についてでございますが、4,539万3,000円を計上いたしております。前年度比2,243万7,000円の増額となっております。内訳といたしましては、下水道工事に伴います上水道管の仮設及び本管の移設費で2,011万4,000円、ガス管の移設工事といたしまして2,527万9,000円を計上させていただいております。

第2目の流域下水道事業費でございます。

第19節の負担金補助及び交付金でございます。3億6,209万2,000円を計上させていただいております。前年度比7,124万1,000円の増額でございます。内訳といたしましては、主に現在建設が進められております流域幹線築造工事に対する負担金と地元対策費の増によるものでございます。

次に、87ページの公債費でございます。

第1目の元金の償還金利子及び割引料でございます。元金の償還といたしまして9,488万4,000円を計上させていただいております。前年度比1,358万8,000円の増額となっております。この増の主なものは、平成7年に借り入れいたしました負債の元利償還の発生によるものでございます。

以上、簡単でございますが、公共下水道事業特別会計の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○森河委員長 公共下水道事業特別会計予算についての説明が終わりました。

時間の都合上、ここで13時まで休憩させてもろてよろしいですか。

そしたら、13時まで暫時休憩します。

(午後 0時13分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

午前中に対して委員皆様方から質疑をお受けいたします。質疑のある方どうぞ。

里川委員さん。

○里川委員 ちょっと13年度の予算編成に当たって、考え方だけ教えておいてください。これから公共下水道事業の方は、供用開始に向けて大変になってくると思っておるところですけれども、それだけに、工事は一定せなあかんけれども、供用までに間があるということでは、この資料にもあるように、地方債の残高がふえてきてるわけなんですけれども、供用開始まで、13年度、14年度、15年度あたり、この地方債の見込みはどうなっていくのかということなんです。

それと、供用開始に向けて条例制定などもしていけないといけないということで、確認をしたいんですが、たしか下水道部の方、職員の方が6ということで予算書に上がったんで、人員の補充を考えておられるというふうに理解しておけばよろしいんでしょうか。

その3つをお聞かせ願いたいと思います。

○森河委員長 清水課長。

○清水下水道課長 人員の関係ですけれども6名ということでございます。現在5名の職員とあと1名部長でございます。

それと起債関係につきましては、12年度起債残といたしまして、合計で30億7,776万円ほどございます。毎年4億円強の工事等をやっておる中で、1億5,000万円の2分の1の国庫補助という形でありますので、数億の起債は膨らんでいこうかと思っております。

それと、町の整備方針といたしましては、現在3次計画の中では平成22年度までの

計画を進めております。方針内容といたしましては、既成の整備区域と継続する区域、それと流域下水道竜田川幹線の事業の動向を検討した上で、流域下水道幹線沿い及び接続点の周辺地域並びに集中浄化槽等の老朽化しておるところ、また、町内の他の部局等の事業計画等と整合を図りながら、着手可能な区域から先行していきたいと思っております。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 下水道の方もなかなか先が見えてない状況のときに、職員が1名、私の記憶では、私入ってから6名いらっしゃったのが1名減った5名体制になったんだなというふうに思っているんですけど。また供用開始に向けてこの予算見たときに、また1名補充になるのかなというふうな印象を、自分自身受けたんで、ちょっとお尋ねさせていただいたんですけども。

先ほども言いましたけれども、制度開始までの条例などの精査とか、事業実施に向けていろいろ準備あるのに、本当にこれは私心配しているもんですから、十分やっつけていけるのかなというふうに感じたんで、一応意見とさせていただいておきます。

○森河委員長 ほかにございませんか。

小野委員。

○小野委員 私は建設水道に2年所属してますので、先ほどの里川委員の質問の中で、課長の答弁、環境築造の順位ですか、どのあたりからやっていくかということは、いつも聞かせていただいております。

その中で、今回もやっていくにつけて、第1番目に測量設計委託、その成果がなかったらかかってきかれないということですが、今年度わずかですが、それらの委託料が減になっているということを最初聞こえたんですが、ちゃんと流域下水道の、また中継ポンプ場も見通しがついていると、しかも工期がしっかり決まっています。それについて、これらはまだ見通しのないときには、減にあってもしかるべきかなと私は考えとったんですが、できるだけそういう測量設計委託についてはやっつけていかないと、供用開始ができるようになってなかなか入ってもらえないんじゃないかと。

その中で、集中浄化槽の老朽化とか、それとかほかの例えば道路の舗装面がもうがたがたになっているとか、草も生えているようなところが町道もあると。そういうところは、前もって早くテストを入れて、順位をもう一度精査するべきだと、私は思うんです。これは予算委員会で言うのはおかしいのかもわかりませんが、そういうものも踏まえて、こ

の測量設計委託が減になってきているというのも、ちょっと腑に落ちないんですけど。その考え方をこの委員会でも一応示してほしい。

確かに今課長がおっしゃったのは、建水の委員会でもおっしゃったように、流域に近いところ、当たり前の話で。だけど、集中浄化槽がもう老朽化して、町道もがたがたですねん、はっきり言って。めくれていますねん、何回も。だけど、もったいないからそっからは何も要望も、あるんやと思いますけど、我慢してもらってるという状態です。そしたら、そこへ引っ張っていくためには、どこを先にするんかということがあります。それらのことを計画的に早く迎えに行けるような状態にするのは、やはり行政やと思うんですが。その点の考え方、そういうことの精査はどのようにされとるのか、ちょっと聞いておきます。

○森河委員長 清水課長。

○清水下水道課長 現在、認可区域といたしまして243ヘクタールございます。それで考え方といたしましては、郡山の浄化センターへ持っていくわけですから、それに近い東の方から西へ現在追っておるというところでございます。

委託関係につきましては、今回14年度以降に施工いたしております法隆寺1丁目地内の約3.2ヘクタールの測量設計業務を予定しておるといふことと、それと隣接町との行政区境界におけます区域外流入流出等の詳細資料、こういうものを整備していくという業務、それと出来高測量設計業務という形で1,555万7,000円を組ませていただいております。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 課長、その話はもう十分わかつとるんですよ。ただ、先ほど里川委員の質問に対して課長答弁されたように、集中浄化槽が老朽化しとるんですね。そういうところも考慮して、早めに施工していきたいというのが、これは最初からの基本方針です。集中浄化槽が老朽化しとるといふことは、1年たてば実際リフレッシュしよるはずないんですよ。そういうようなことも考えるから、それらをそこへ迎えに行くためにはどうすべきかということ、私は聞いとるんです。そういう順番でやるべきじゃないんかということ、そういう測量設計の委託料、また管渠築造工事の予定されてる場所についても、そういうことも考慮して、予算を組むべきじゃないんかというんですが、その点どうなんですか。

○森河委員長 辻部長。

○辻上下水道部長　ご指摘のことにつきましては、重々我々も承知しております。ことし測量設計費が減額してるというのは、前年度させてもらった区域と測量設計にしても、13年、14年では終わるとかと。まだ、測量設計したところも、まだ今服部地域でも、今年度補正で一部組ませていただいた分と、あと恐らく2年ほどかかるであろうということ考えてます。また、西里区域につきましても、約2年ほどかかるということを考えてます。

それと、今恐らくいろいろと団地内でそういうことも言われるから、そのためにも、今特に幹線の13、14年は今現在測量させてもらったと、以前測量して掘っておこうと。その間に、14年、15年ぐらいからでも恐らく言われているところの団地については、向かいにいこうとしたら、補助線の幹線の工事が必要となる。1路線でも恐らく何億かかるような工事なるかと。これが単年度でできるかどうか難しい問題でありますけども、できるだけ早くということで、我々としては幹線の測量からでも次年度になるか、本年度になりますかわかりませんが、ご指摘のことについては十分に我々としてはもちろん承知しております。その辺はできるだけ早く、区域にしていこうということで考えております。

測量設計については、今ことし上げさせてもらってますのは、去年三町の通りのところの測量設計させてもらって一部残っております。その分の一部を今回すると。それと、近隣との取り合い、これからいろいろ行政界等も関係ありますんで、その辺を例えば三郷と斑鳩の取り合いでしたら、三郷と斑鳩と、流域が分かれところと、我々斑鳩が迎えにいかんでも、三郷の方が入ると。そういうところは、やっぱり三郷が先にして、斑鳩町では三郷でいただいても、区域外であってもそれは建設に費やすということでは、それは同じことで、今現在その辺の調整、安堵町もありますし、県もありますし、三郷もあります。その辺の調整も今現在させていただく中で、新たにまたそういう調査を実施しながら、早くスムーズに調査も一部させてほしいということで考えております。今ご指摘のところについては、今課長が平成22年までということで、一応残りの243あったら、今回あと170ヘクタール残ってますけれども、それが終わったときに、あと10年ぐらいで整備していこうと。特に老朽しているところについては、特に早くということで、一応計画をさせていただきます。

ただ、その団地だけぽんと測量するのやなしに、下から迎えて測量せんと、末端の当時の県の導入孔がありますんで、その辺をやっぱり十分に精査しながら、検討しており

ますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○森河委員長 ほかにございせんか。——ないようですので、これをもつて公共下水道事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第17号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、議案第17号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計につきまして、説明させていただきます。

まず、議案書の朗読をいたします。

議案第17号

平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

特別会計予算書に基づきまして、ご説明を申し上げますので、予算書の95ページをごらんいただきたいと思ひます。

予算書の朗読をいたします。

平成13年度 斑鳩町介護保険事業特別会計予算

平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,455万円、サービス勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ712万5,000円とする。

2 事業勘定及びサービス勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 事業勘定で介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における

同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、当特別会計予算の概要をご説明申し上げます。

本特別会計は、介護保険事業勘定と介護サービス勘定とに区分して計上いたしているところでございます。事業勘定の歳入歳出の総額は、先ほど申しあげました10億9,455万円、サービス勘定の歳入歳出予算の総額につきましては、712万5,000円をそれぞれ計上をさせていただいているところでございます。

まず、事業勘定でございますが、平成12年度からの5カ年計画であります介護保険事業計画に基づきまして、平成13年度に必要な予算を計上させていただいているところでございます。

平成13年度におけます要介護者等を602名と見込んでいるところでございます。その内訳でございますが、在宅で471名、特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設入所者数は131名と見込んでいるところでございます。在宅の要介護度別では、要支援が110名で23.3%、要介護1が168名で35.7%、要介護2が79名で16.8%、要介護3が47名で10%、要介護4が37名で7.8%、要介護5が30名で6.4%となるのではないかと推定いたしております。また、平成13年度の主な在宅介護サービスの平均基盤整備率では、49.76%と見込んでいるところでございます。

次に、保険料につきましては、平成12年度から平成14年度までの3年間の保険給付量などを見込みまして、3年間の平均をとりまして、基準保険料を年間で3万7,000円で1カ月当たり約3,084円と定めているところでございます。

なお、保険料につきましては、平成12、13年度におきましては、国により特例措置が講じられ軽減がなされているところでありまして、これに対応いたします予算計上をさせていただいたところでもございます。

それでは、事業勘定の方からご説明を申し上げます。

103ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算からでございます。第1款、保険料でございますが、先ほど申しあげましたように、国によりまして特例措置が講じられ、軽減がなされているところでありまして。平成13年度は、通常年度の4分の3の1億3,694万1,000円を計上いたして

いるところでございます。この金額につきましては、65歳以上の第1号被保険者に係る保険料となっております。

次に、第2款、使用料及び手数料でございます。保険料の督促手数料といたしまして1万4,000円の計上となっておりますところでございます。

次に、104ページの第3款、国庫支出金でございます。2億4,388万1,000円を計上させていただいております。国庫負担金といたしまして、介護給付費10億767万6,000円の20%として、2億153万6,000円の計上となっておりますところでございます。

また、国庫補助金では4,234万5,000円で、その内訳といたしましては、調整交付金として3,706万2,000円、事務費交付金といたしまして528万3,000円となっております。

次に、105ページの第4款、支払基金交付金でございます。介護給付費の33%の3億3,253万3,000円の計上となっております。40歳から64歳までの方に係ります保険料を計上させていただいております。

次に、第5款、県支出金につきましては、介護給付費の12.5%の1億2,596万円を計上させていただいております。

次に、106ページの第6款、財産収入でございます。介護保険給付費準備基金利子といたしまして、3万円の計上となっておりますところでございます。

次に、第7款の寄附金につきましては、1,000円の計上をさせていただいております。

次に、107ページの第8款、繰入金でございます。2億2,182万2,000円を計上させていただいているところでございます。一般会計繰入金といたしまして、2億1,465万8,000円の計上となっております。

その内訳でございますが、介護給付繰入金といたしまして、介護給付費の12.5%で1億2,596万円、その他一般会計繰入金といたしまして、職員給与及び事務費繰入金として4,238万6,000円、介護保険円滑導入費繰入金といたしまして4,631万2,000円の計上をさせていただいているところでございます。

基金繰入金では、介護給付費準備基金繰入金といたしまして716万4,000円の計上となっておりますところでございます。

次に、108ページの第9款、繰越金でございます。3,333万2,000円の計

上となっているところでございます。

次に、第10款、諸収入でございます。過料、第1号被保険者延滞金等の延滞金加算金及び割引料及び弁償金等の雑入といたしまして、3万6,000円を計上させていただいております。

続きまして、111ページの歳出予算でございます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目の一般管理費でございますが、3,304万8,000円の計上をさせていただいております。職員4人分の人件費に要します経費、国民健康保険団体連合会への負担金、電算システム委託料等が主な経費となっております。

次に112ページ、第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費でございます。173万1,000円を計上させていただいております。年金から特別徴収する方への保険料及び仮徴収の通知及び普通徴収の方への納付書等の送付に係る経費等でございます。

次に113ページ、第3項、介護認定審査会費の第1目、介護認定審査会費でございます。1,252万6,000円の計上をさせていただいているところでございます。要介護認定に係る主治医意見書の作成手数料、訪問調査に伴う認定調査事務委託料等でございます。

次に115ページ、第4項、趣旨普及費でございます。26万3,000円の計上となっております。これは、保険料の通知時に介護保険料に関します対応を中心としたパンフレットを配布いたしますので、これの作成に係る経費となっているところでございます。

次に、第5項、介護保険運営協議会費、第1目の介護保険運営協議会費でございます。15万2,000円の計上をさせていただいております。これは介護保険事業の運営に関します重要な事項として事業計画の見直し、事業計画の進行管理、特別会計の運営管理等につきましてご審議をいただくために、介護保険運営協議会を設置しているところでございますけれども、その協議会委員の皆様方の委員報酬となっているところでございます。

次に、116ページから117ページの第2款、介護給付費でございます。第1項、介護サービス等諸費で9億5,837万5,000円を計上させていただいております。要介護1から要介護5に認定された方への介護サービス等に係る経費となっております。

第1目の居宅介護サービス給付費では、3億8,664万4,000円の計上となっております。訪問介護サービス、通所介護サービス、訪問看護サービス等に係る経費でございます。

第2目の特例居宅介護サービス給付費では、77万5,000円の計上となっております。これは居宅介護被保険者が当該介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により、指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき等に係る経費でございます。

第3目の施設介護サービス給付費では、5億3,362万円の計上をさせていただいております。これは特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群等に係る経費でございます。

第4目の特例施設介護サービス給付費では、53万4,000円の計上をさせていただいております。これは、要介護被保険者が当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により、指定施設サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき等に利用する経費でございます。

第5目の居宅介護福祉用具購入給付費では、115万円の計上をさせていただいております。

第6目の居宅介護住宅改修給付費では、296万3,000円の計上となっております。

第7目の居宅介護サービス計画給付費では、3,262万3,000円の計上をさせていただいております。これは、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーによります要介護者個人個人の状態に応じて、毎月単位での介護サービス計画の作成に要します経費でございます。

第8目の特例居宅介護サービス計画給付費では、6万6,000円の計上をさせていただいております。

次に、118ページから119ページの第2項、支援サービス等諸費でございます。4,262万9,000円の計上をさせていただいております。

各目別の予算の計上額は省略させていただきますが、要介護認定結果が要支援と認定された方々へのサービス費用に要します所要額を計上させていただいております。

次に、第3項、その他諸費でございます。137万8,000円の計上をさせていただいております。これは、各介護サービス事業者から請求されます介護報酬につきまし

て、国保連合会におきまして支給限度額等の審査及び支払い事務をされることから、これに係ります経費でございます。

次に、120ページの第4項、高額サービス等費でございます。529万4,000円の計上をさせていただいております。健康保険と同様に、一定の基準額以上の利用者の負担につきましては、償還払いでお支払いすることになりますので、これに係ります経費でございます。

なお、上限額につきましては、生活保護の受給者、住民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者が1万5,000円、世帯全員が住民税非課税の場合2万4,600円、これら以外の方が3万7,200円となっているところでございます。

次に、121ページの第3款、財政安定化基金拠出金、第1項、財政安定化基金拠出金でございます。488万6,000円の計上をさせていただいております。これは、県におきまして、各市町村の介護保険特別会計の健全な運営のために基金を設置されますので、これへの拠出金でございます。

なお、県の基金は、国・県・市町村それぞれ3分の1ずつ負担により運用され、各市町村における拠出金の1年当たりの額は、平成12年度から14年度までの3年間の総給付費見込み額から1年当たりの平均給付費見込み額を算出し、これの0.5%で算出しているところでございます。

次に、第4款、基金積立金の第1目、介護保険給付費準備基金積立金でございます。3,336万2,000円の計上をさせていただいております。これは、介護保険の保険給付に関しまして、保険料等に余剰金が生じる場合に、余剰金を基金に積み立て、次年度以降の保険給付の財源とするものでございます。

次に、122ページの第5款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金でございます。第1号被保険者保険料還付金、償還金及び第1号被保険者還付加算金といたしまして6,000円の計上をさせていただいております。

次に、123ページの第6款、予備費、第1項、予備費でございますが、90万円を計上させていただいているところでございます。

以上で、事業勘定の説明とさせていただきます。

続きまして、サービス勘定の説明をさせていただきます。

予算総額は、先ほども申し上げましたように、712万5,000円の計上となっております。訪問看護ステーションも介護サービス提供事業者として、居宅要介護者に対

しまして、療養上の世話または必要な診療補助を行っているものでございます。

135ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入予算についてでございます。

第1款、サービス収入の第1項、介護給付費収入でございますが、647万4,000円の計上をさせていただいております。これは、介護サービスの給付について、介護保険から支払われるものでございます。

第2項、自己負担金収入でございますが、64万7,000円の計上となっております。これは、介護サービスの給付について、被介護者が自己負担するものでございます。

次に136ページ、第2款、繰越金でございます。1,000円の計上となっているところでございます。

次に、第3款、諸収入の第1項の雑入でございます。3,000円の計上をさせていただいているところでございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

137ページの第1款、総務費、第1項、施設管理費の第1目の一般管理費でございますが、547万2,000円を計上させていただいております。主に職員に係ります人件費の計上となっているところでございます。

次に、138ページの第2款、サービス事業費でございます。居宅サービス事業を実施するに当たりまして、サービスに要する所要額として15万3,000円を計上させていただいているところでございます。

次に、139ページの第3款、予備費でございます。150万円を計上させていただいているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、斑鳩町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○森河委員長 介護保険事業特別会計予算についての説明が終わりました。これに対する質疑をお受けいたします。質問のある方どうぞ。

里川委員さん。

○里川委員 介護保険の事業に関係しまして全体的なことをとらえてなんですが、地域ケア会議というものを開催していただいていると思うんですけども、このメンバーなんかについては、12年度から13年度に移るときに、メンバーの交代などがあるのかどう

か。そしてまた、12年度のものとの会議の開催状況とあわせて、13年度どういうふうな予定となっているのか。そして、12年度の実績と13年度の予定ということでは、介護保険運営協議会の方の開催についても、あわせて聞いておきたいと思います。

○森河委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 地域ケア会議につきましては、町の在宅介護支援センター、社会福祉協議会の方へ委託させていただいております。その中で、社会福祉協議会が中心となりまして、ケアマネジャー、それから担当します福祉課職員等で構成させていただいているところです。メンバーについては、今のところ変更の予定はさせていただいていない状況です。

ケア会議の内容については、常時というのがありますが、必要に応じて開催させていただいているような状況とあわせて、月1回の予定で現在は進めさせていただいています。

介護保険運営協議会につきましては、平成12年度に開催させていただきまして、年2回の開催を予定いたしております。平成14年度まで2期という形で、本年度につきましては、3月末にもう1回開催している予定ですが、こういうことで現在進んでおるところでございます。

この地域ケア会議の中で、在宅で介護されてられる方について、いろんなそういう情報について、介護保険のもろもろな運営にかかわるものにつきましては、運営協議会の方へ、各事業者であるとか、その辺のアンケートの結果も踏まえまして、ご相談、ご協議させていただきたいということで取り組まさせていただくということで、よろしくお願ひします。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 今12年度実績の方でお答えいただいたと思うんですけど、13年度も運協が年に2回、地域ケア会議は月1回ということ、13年度もそのペースぐらいでやっていくと。そしてまた、何か問題が生じれば、これプラスアルファがあるかもしれないという考え方をしとけばいいということですか。

○森河委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 今のところは、そういう形で計画させていただいておりますが、これからの介護保険計画の見直し等にもかかわりますので、13年度以降の分につきましては、今のところまだ予定に関しては考えておりませんが、平成13年度については、一応

2回程度という形で予定させていただいております。

以上です。

○森河委員長 ほかにございませんか。——ないようですので、これをもって介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第18号 平成13年度斑鳩町水道事業会計予算についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

辻上下水道部長。

○辻上下水道部長 それでは、平成13年度斑鳩町水道事業会計予算について説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第18号

平成13年度斑鳩町水道事業会計予算について

標記について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

まず、1ページをお開きいただきます。予算書を朗読しながら若干の説明をさせていただきます形になります。

平成13年度 斑鳩町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成13年度斑鳩町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数では9,597戸で、前年度に対しまして9戸の増であります。
2. 年間給水量では374万立方メートルで、前年度に対しまして、18万立方メートル、率にして4.6%の減であります。
3. 一日平均給水量では1万246立方メートルで、前年度に対し493立方メートルの減であります。
4. 主要な建設費、3億380万2,000円で、前年度に対し5,480万円の増額で、これにつきましては、第1浄水場整備事業、上水安全対策事業での老朽管整備、

公共下水道工事等公共受託工事及び取水設備の改良費等であります。

(収益的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

この資本的収入は、これはその年の企業経営活動に伴い発生することが予定される収益ということで、挙げさせていただきました。

収入 第1款 水道事業収益 8億5,486万1,000円で、前年に対しまして4,615万6,000円の減額で、主に先ほど言いました給水収益での給水量の減によります給水収益での減であります。

第1項 営業収益 8億2,592万2,000円

第2項 営業外収益 2,883万9,000円

第3項 特別利益 10万円

支出 第1款 水道事業費 8億8,965万4,000円で、前年に比べまして3,270万7,000円の減額であります。これは、主に県水の受水費の減であります。

第1項 営業費用 7億7,513万6,000円

第2項 営業外費用 1億582万4,000円

第3項 特別損失 69万4,000円

第4項 予備費 800万円

この結果、営業収支では3,479万3,000円の支出超過となっています。消費税を差し引きました実質赤字は3,445万5,000円となり、その分につきましては損益勘定留保資金で補てんしたいと考えております。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,548万6,000円は、損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんするものとする。)

これは、主として建設改良に関する資金の収入、支出を定める資金予算であるということでございます。

収入 第1款 資本的収入 2億403万9,000円で、前年に比べ1億3,596万1,000円の増額で、第1浄水場整備に伴います企業債、補助金及び出資金が主なものであります。

第1項 企業債 6, 190万円

第2項 補助金 1, 923万円

第3項 工事請負費 6, 110万9, 000円

第4項 出資金 6, 180万円

支出 第1款 資本的支出 3億7, 952万5, 000円で、前年度に比べまして6, 558万3, 000円の増額であります。第1浄水場整備事業費の増額が主なものであります。

第1項 建設改良費 3億380万2, 000円

第2項 企業債償還金 7, 572万3, 000円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年額割は、次のとおりとする。

これは、第5次拡張変更事業といたしまして、第1浄水場を2カ年の継続事業として整備するものであります。

第1浄水場は、昭和32年建設以来、整備拡張しながら安定給水に努めてきたところであります。しかし、個々の施設の老朽化等により、浄水処理効率の低下を来している状況であります。このことから、浄水水質が悪化のおそれがあるとされることから、早急な対応が必要となってきたのが現状であります。

今後も安全で安定した水を確保するために、ライフラインとしての自己水源の確保は必須であることから、全面的な改修を行うものであります。

計画に当たりましては、公営企業としての独立採算制を基本に、環境に配慮した処理方法を採用することといたしております。現施設を稼働しながらの整備となることから、2カ年事業として事業費総額で6億9, 000万円、平成13年度は場内整備の場内配管の切りかえと北及び東配水池と県水の受水池の取り壊し、浄水施設の基礎工事等で事業費で1億9, 406万4, 000円で、平成14年度では浄水施設の建設と機械設備及び電気計装設備等で5億4, 593万6, 000円で14年度末完成、15年度から供用開始の予定であります。

なお、財源内訳につきましては、16ページの継続費に関する調書に記載しておりますのでごらんをお願いします。財源の内訳は省略させていただきます。

次に、3ページをお願いします。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

これは第1浄水場整備事業費のかげんで、表の説明につきましては省略させていただきます。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1億円とする。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又これら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 1億665万4,000円
2. 交際費 10万円

(他会計からの補助金)

第9条 高料金対策として、企業債利子の支払いに充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,432万7,000円である。

これは、第4次拡張事業の償還金の3分の1を一般会計から補てんしていただくものであります。

次に、4ページをお願いします。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、700万円とする。

これは計量器及び管材であります。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1. 取得する資産

配水施設・配水管整備等

浄水施設・浄水場整備等

取水設備・取水ポンプ等

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、22ページ以降の平成13年度斑鳩町水道会計予算の説明書により、説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入の部の第1款、水道事業収益、第1項、営業収益であります。8億2,592万2,000円で、前年度に比べて4,297万円の減額であります。

第1目、給水収益であります。いわゆる水道料金収入で8億933万円で、前年度に比べて4,138万6,000円の減収となっております。その内容であります。年間給水量を前年度と比べて4.6%の減、374万立方メートルと見込み、そのうち自己水を前年同様の131万立方メートルで、不足水量を県営水道に依存することとし、県営水道の受水量を243万立方メートルといたしました。

その結果、県営水道への依存率は65%で、前年度は66.6%より約1.6ポイントの減であります。また、有収率を90%とし、年間有収水量を336万6,000立方メートルと見込んでおります。

なお、有収率の向上につきましては、今日までご指摘いただいております。その改善については全力を尽くしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

また年間総給水量の積算につきましては、その年の気象条件、経済、社会活動の変化にも大きく左右されるわけがございますけれども、過去の実績、人口の伸び等を勘案しながら口径別の使用水量実績を分析し見込んだものであります。長引く不況の影響等で大口需要家については依然と減少傾向となっております。一方、今日まで給水戸数の伸びとともに、給水量が伸びておりました一般家庭用についても減少傾向で、住民の節水意識等による節水器具の普及、核家族化等によるものと推測しているところであります。

次に、23ページをお願いします。

第2目、委託工事収益では、前年度と同額の189万円の計上であり、消火栓設置工事費等であります。

第3目、その他営業収益では、前年度に比べ113万4,000円減額の1,470万2,000円の計上で、主に給水装置の新設に伴います給水負担金の減であります。

第2項の営業外収益では、前年度に比べまして318万6,000円減額の2,883万9,000円の計上で、預金利子及び他会計の補助金の減でございます。

第3項、特別利益では10万円の計上であります。

次に、24ページをお願いします。

支出の部でございます。第1款、水道事業費用、第1項、営業費用では、7億7,513

万6,000円で、前年度と比べ2,563万円の減であります。

第1目、原水及び浄水費では、4億5,904万5,000円で、前年度と比べ2,738万7,000円の減額であります。主な内容については、25ページの第14節の修繕費で130万円と、第18節の受水費で総給水量の減によりまして、県水からの受水量を前年度に対しまして、先ほど説明させていただいた18万トンの減ということで、2,740万5,000円の減額であります。

次に第2目、配水及び給水費であります。これは配水及び給水管に係る設備の維持管理に要する経費で、8,677万9,000円で、前年度に比べて507万1,000円の増額で、主に26ページの第10節の委託料であります。

有収率向上に向けた対策といたしまして、漏水箇所の早期発見に努め、その対策を講じることから、昨年度に引き続きまして漏水調査の実施と配水池の支配する配水区域の適正な設定、震災等災害時の安全性の確保、工事等における断水区域の縮小、都市計画道路等の道路整備による効果的な配水施設整備が実施できるよう、基本調査の実施をしてまいりたいと考えております。その委託料といたしまして1,420万円を計上させていただいております。

第3目、受託工事費では、前年度と同額の197万円で、主に消火栓設置工事費であります。

次に、第4目の総係費では、これは経常的な経費であります。7,541万8,000円の計上で、前年度に比べ526万7,000円の減額で、主に経常経費の節減に努めたところによる減であります。

次に、28ページをお願いいたします。

第5目、減価償却費では1億5,152万4,000円の計上で、前年度に比べまして185万3,000円の増額であります。

第6目、資産減耗費及び第7目のその他の営業費用につきましては、前年どおり計上させていただいております。

続きまして、第2項の営業外費用であります。1億582万4,000円で、前年度に比べ725万7,000円の減額で、高料金対策として前年度に一部繰上償還したことによります減額をしております。

第3項、特別損失では69万4,000円の計上であります。

第4項、予備費では800万円の計上であります。

次に、29ページをお願いします。

第1款、基本的収入では2億403万9,000円で、前年度に比べ1億3,596万1,000円の増額で、これは先ほども言いました第1浄水場整備事業の増によるものであります。

第1項、企業債では6,190万円。

第2項、補助金では1,923万円。

第3項、工事請負費では6,110万9,000円で、前年度に比べ696万9,000円の減額で、加入分担金及び公共受託工事等の減によるものであります。

第4項、支出金では6,180万円で、一般会計からの繰り入れであります。

次に、30ページをお願いします。

支出の部であります。第1款、資本的支出の第1項、建設改良費では3億380万2,000円で、前年度に比べまして5,480万9,000円の増額であります。

第1目、浄水場設備事業費で、委託料で104万円と工事請負費で1億4,302万4,000円の計上であります。これは先ほどご説明させていただきました整備事業費でございます。

第2目、配水整備改良費では、前年度に対しまして950万9,000円増の1億3,795万1,000円の計上であります。

公共下水道事業の公共受託工事、有収率向上、安定給水に向け、上水安全対策事業として2路線の老朽管等の管網整備に努めていきたいと考えております。

第3目、浄水場設備改良費では、三井浄水場のろ過池の整備として700万円を計上させていただいております。

第4目、取水設備費では、取水ポンプの延命化を図るための整備費と取水井戸に対する補償費で1,405万円の計上であります。

第5目、営業設備費では、73万7,000円の計上であります。量水器の購入費用でありまして、これは競争入札を取り入れ経費節減に努めているところであります。

次に、31ページをお願いします。

第2項、企業債償還金では7,572万3,000円の計上であります。

以上で平成13年度斑鳩町水道事業会計予算の概要説明とさせていただきますが、今後もより一層の経営の合理化に努め、最小の経費で最大の効果を上げ、安全で安定した水道水の供給に向けて努力してまいります。

よろしくご審査の上、ご了承賜りますようお願いいたします。

○森河委員長 水道事業会計予算について説明が終わりました。

これに対する質疑をお受けいたします。質疑のある方どうぞ。

小野委員さん。

○小野委員 まず資本的な面でお聞きします。

29ページで、工事負担金というところで、公共受託工事に伴うもの483万円というのが予定されていまして、その次のページの支出の部で、2目の配水設備改良費の中の2節、工事請負費ですが、この中で公共受託工事費が493万5,000円。この公共受託工事費というのは開発に伴う配水管の布設と理解しているんですが、一般的にいう開発で、民間から工事負担金という形でこちらにいただいて、それから新たに発注していく分で、イコールもしくは収入の方に対して支出というのが普通かなと思うんですよ。

今度の予算では支出の方が大ということは、何かこういう形になるのが本当なのか、もともとの考え方が間違っているというなら間違っていると言うてもらったらよろしいですけど、全くわかりませんので。こんな数字は見てあるだけやというならそれでもいいのですが、その点教えていただけますか。

○森河委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 まず収入の部の公共受託工事483万円は工事負担金ということで、町が工事して受託者からもらっている。そこへ工事負担金の中で493万5,000円、これは公共下水道も同じですけども、同じ同種同形の管を移設する場合は100%工事者からもらえると。ただそこに若干グレードアップするとか、取水栓をつけるとかいうことで水道の持ち出しが若干出てくる。それをアローケーして按分しながらするというご理解をお願いします。

それと先ほど言いました民間のディベロッパー宅地造成が、これはあくまでも民間の方から今日までうちが受託しておりましたけども、平成10年度から受託工事費ではなしに民間の方で事業者を選定して、改修設備業者を指定していただいて、町が検査に行き検査手数料等を徴収するという考えでおりまして、ここには民間の方が入っておりませんのでよろしくをお願いします。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 以前でしたら、宅造の費用を設計まで一応管理して、以前ははじいておられ

たと思うんです。それに対してはなかなか不評でしたかはっきり言って。ディベロッパーにしてみたら何で斑鳩町は高いんだというようなことをたくさん聞かされてますんですけど、それは10年度からそういう形ではなくて、もう民間は民間でこちらは検査するだけということになったわけですか。

○森河委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 10年度から設計も民間でしているし、工事も民間で受託している。

その辺の検査手数料とかいろいろかかる手数料は町がいただくということです。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 そしたら25ページに第1目、原水及び浄水費の中で、減額の大きなものが修繕費の130万円と、それから18節の県水からの受水費です。2,740万5,000円ということで、総数にすれば18万トンということで組まれているということです。

今度18万トン少なくするということの要素というんですか、昨年度の実績とか、今までの何年かの実績を踏まえて、今度243万立米というぐあいに設定したというのはどういう要素で決定されたのか。

もし仮に13年度が県水と243万立米と契約して——責任契約ということで聞かされてますが、この水が足らなくなった場合には県は認めてくれるんでしょうか。それは一言言われるのか、今どのようになっているのか、ちょっと教えてくださいませんか。

○森河委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 契約水量ということで、基本的にはこれ以上オーバーする場合は自己責任で確保しなければならないということが基本でございます。ただそのときいろいろ条件があろうかと思えます。

例えば平群等で浄水場の池が汚染されたということで取水制限された、その場合は県水から水が送られる。

その受水量の関係でございますけども、今日までいろいろ試算、12年度の最終の水量を予測するわけでございます。それは単なる総水量ではなしに、先ほど説明いたしました管の口径によって、例えば3、9、13、20、30と口径別でいろいろ試算しながら今日までの推移を見ていくということで、過去何年間かの実績をもとにしながら、その年の最大給水量などもいろいろ出てきますので、その辺も加味しながら前年度実績と、ある程度何年か前の実績とを考慮しながら試算させていただきました。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 数字的なことは別に結構ですので。私が監査委員をさせていただいた7年、8年、その当時、常に毎年6トンか右肩上がりとかどンドンふやしていった。監査委員としてもちょっと考えてもらったらどうやねんというような意見も言ったかと思えます。

ことし初めて予算で気づいたんですが、年間、前年度比で18万トンを契約から除いているというのは、安定給水の中でのすごいかけをしておられるのではないかなと。この前年費18万トン減ということに対して、もしそういう意見があるんだったら心配やし、原則的に事故がない限り、243万トン以上になったら県水の管に即するのは大原則ですので、その18万トンを下げられたときの自己水の保全という試算があるのか、そこらを示してほしいと思います。

○森河委員長 御宮知課長。

○御宮知上水道課長 10年、11年の水道の総配水量を試算しています。11年では配水量として393万4,023、12年度決算見込みでは配水量としては392万トンを見込んで、ここ3年ほど見ているわけで、今、小野委員おっしゃるように県の契約水量の中でも、確かにかなりの量を県はとってくれという中ではございました。今でも18万トンを削るについては、県の方もそれでは県とも対応がしにくいと言われる中、やはり水道としても節水器具の普及や各家庭が非常に節水されている中で、一番適正な水量をもう一度はじき出し、13年度の水量を見込んだわけでございます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 10年から12年度見込みまで、大体総配水量で394万とか392万トン、割に配水量は変化がない。そういった中でやはり水道会計のいろいろな観点から斑鳩町としては思い切って契約水量を下げても大丈夫だという実績もあるということでされたということですので、これ以上水が要らないような天候であってほしいと思っております。ありがとうございました。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 この委員会で言っているかわからないんですが、私は水道のことをお尋ねする機会がないのできょうお尋ねしておきますが、去年のいつでしたか赤茶けた水が出た地域がありましたよね。さっき老朽化した水道管の取りかえとかという話もあったんですが、原因とかいうものがわかったら教えてください。

○森河委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 昨年の夏ごろだったと思います。三井第1浄水場から流れる本管の途中で、全部調べますけれども、例えば消火栓が急に抜かれた場合ああいう水が出る可能性が出てきます。それから我々としては、まずあのときには浄水場の整備がどうかと見に行きました。異常なしで、浄水場の配水池のところを見ても全く異常はない。ただその西里からこの間のところで一部分だけ濁った水が出たということで、ちょっとそこら辺、原因については後で追跡調査してどうしてもわからない。消火栓をあけられた方もおられない。

たまに我々注意させてもらってますけど、消火栓を急に開けられた場合にはああいう濁った水が出る場合があります。それと何かの振動で管にひびが入ったという可能性もあるということで、我々かなり調べさせてもらいました。ただそういう管の中の何十メートルかを調べたらその範囲だけが汚濁していてその分が流れ出た。それで上から徐々に戻って下に移っていった。また途中からうちはバルブを閉めてその消火栓から水を抜きました。

恐らく服部2丁目のところぐらいでとまったと思っています。あの幹線だけがちょっとわからなかったということで、議員さんにも説明させてもらって、原因についてはちょっとわからなかったということで、大変申しわけないですが、そういうことで答弁させていただきます。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 今そういうことが過去にもあったかことがあるのかどうかわからないんですが、何といっても飲み水のことですし、それで本当に茶色い水だったとおっしゃっているんです。私も現実に濁った水だったので、水質については人体にどうのこうのということにはなかったんですね。ですから老朽化によってそうなるのか、もしくは今、部長がご説明くださったようなだけでなったのかわからないんですが、余りあってほしくないということですので、人為的なのか自然だったのかその辺はちょっとわからないんですが、皆さんがご心配なされないように万全を期していただきたいと思います。

○森河委員長 ほかに。

里川委員さん。

○里川委員 ちょっと1点細かいことなんですけども、先日今の課長の答弁の中にもあったのかなと思うんですけど、住民の方から節水器具について言われまして、私自身なんかどこに書いてあったのかちょっとわからなくて、水道部へ行ったらあるらしいねと言

われて、ちょっとわからなかったんですけども、どういうふうに簡単につけられるものがあるということだったんですけども、その点について詳しく教えていただきたいなと思います。

それと先ほど部長の説明の中で何度も有収率の問題ということで、これまでは私たちも言ってきたものですから、90%ということの見込みでの予算になっていると思うんですけども、1%違ったらすごく違うんですね、この有収率について。90%というのが妥当なのか、その技術的にどうなのかというところについても私らはよくわからないんですけども、この辺のところで大体斑鳩町のこれまでの過去ずっと見てきて、大体90%ラインにおさまってたのかなと思うんです。

近隣の状況なども含めて、いわばどういう形であるにしろ研究は必要やと思うんですけど、何%ぐらいまでやったら可能な数字になっていくのかなというのが全くわからないんですけども、有収率向上を目指すということですので、多少そういうことも研究していただいていると思うんですけど、何%ぐらいだったら可能だとお考えになられているのかということ。

それと本当に基本的なこと申しわけないんですけど、こっちに出てきてました大蔵省の資金運用部で前から水道の決算のときなんかにもよく非常に高い金利のが、特に水道の会計の中にはたくさんあるなという話をしまして、今回省庁再編のこととか、それから大蔵省資金運用部の方で、資金の運営上郵便貯金なんかが多いと思うんですけども、郵政省が変わっていくという変化の中では、この企業債の動きというのか、どういうふうに見通されているのか、何か影響があるのかというのは私もちょっとわからないので、教えていただけたらと思います。

○森河委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 まず1点目の節水器具の関係について、これは水道課から紹介しておりませんが、今日水洗式トイレにされた場合は、便器はほとんど節水式の便器になります。業者の方が今ほとんど節水式の器具をつけているということです。それから、通常の洗濯機については節水型の洗濯機になっている。それとふろにつきましてはほとんど改良されてきた節水のふろにされている、そういう器具があるということで聞いてます。どんな器具でということではなしに、知りませんがそういう器具があるということです。水洗式のタンクはほとんど節水式になっていると聞いてます。

それから有収率の関係ですけども、県内で最高のところが95.9、平成10年度実

績ですけれども。これは香芝市の方でこれは宅地造成、新規の開発ということで開発が短いところで鉄管が入っているということと、それと地域的なことがあります。

例えば山間部抜くとかいろいろそういう地理的なこともあって、今日まで斑鳩町の前年度で87.8で、去年が88です。ことし平成12年度決算では90に近づいてきたということになってます。これが90が妥当かというとしてはもう少し92~93ということでは考えていますけども、今のところ管等の関係で今後調査も出てきますけども、やはりもう少し上げたいと考えております。

それと起債の関係ですけども、今日までいろいろ高い金利7.何ぼという金利はほとんど去年で償還しまして、高料金対策ということで繰り上げ償還させていただいています。あといろいろな高料金対策から、ある一定の高料金を取っている団体はある程度措置させてもらって、金利等高いところについてはそういうことで、高料金対策ということで措置している場合もある。

ただ水道事業の場合はなかなか補助金というのはつきませんので、ついても老朽管の更新事業費の4分の1ということで、なかなか資金的にはかなり難しい問題ということで、我々としては要望させていただいておりますが、なかなか単独でいくという費用はほとんどです。

今回の浄水場整備についてはいろいろな補助金をしたいと思いますが、本来管網整備になってきたらなかなか補助が通るようなやつは出てこない。町から出資債とかというそれだけでなかなか財政的に難しい。本来これは借りているのは郵政省で、大蔵省とかで借りてますけども、ほとんどが郵政省から借りています。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 そしたら省庁再編とか郵政の関係で、今後の見通しの中にも財源自体は変化ということで、特に今のところないと。

節水器具に関しましては、いろいろな施設というよりも、私が聞いたのは水道の蛇口をバツとひねったらたくさん水が出るのを、たくさん出ないようにするというようなので、水道部へ行ったらあるとかと言って、私もつい最近若い主婦の人から言われてびっくりして、自分は何も知らないんですけど本当にそうなんかとちょっと思ったので、今ちようど機会があったものでお尋ねしたわけなんですけど、そういうのはないわけですね。

○森河委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 ないと聞いています。

○森河委員長 辻部長、さきほどお尋ねしたように、水道事業の補助金については、

を集結します。

これをもって、当委員会に付託されました一般会計及び各特別会計予算の審査を終わります。審査結果についてのとりまとめをしたいので、暫時休憩いたします。

(午後 2時24分 休憩)

(午後 3時08分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

議案第11号 平成13年度斑鳩町一般会計予算について、賛否の討論を必要とする申し出があります。これより討論を行います。

まず、本件を原案どおり可決することに反対の方の意見を求めます。

里川委員さん。

○里川委員 平成13年度斑鳩町一般会計予算について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

緊縮予算の努力は認めさせていただきますが、予算編成に関しましては精査されている部分とされていない部分が明らかにあるように思います。行財政改革に取り組む姿勢にも矛盾が感じられるところでございます。

まず主なものとして、人件費削減から定員の適正化というようなことを述べておられますが、その定員の数の根拠などについても私自身があいまいな状態にあって、適正化といっても非常にわかりにくい。そしてまた職員が意欲的に取り組みにくい状況をつくり出しているのではないかというように思われます。そしてまた行政組織についても、組織上の役職や職務権限などで理解しにくいところもあるように感じます。これらも今後は整理していくべきではないでしょうか。

また、磁気カードから2年で、もうICカードに移行する準備となる住民基本台帳ネットワークシステム構築の予算をとられておりますが、国民総背番号制と以前に言われました国の施策への展開となっていることについても、私はもう少し慎重に行われるべきではないかと考えています。

そしてまた秋まつりのように他の事業は削減が目立っているのに、ことさらに増額をしてやるというような事業、しかも住民から余り芳しい意見を聞いていないというような行事などもあるのではないかというふうに感じています。

また中学校の町費講師につきましても、中学生の不登校の割合が非常に高くなってき

ていること、そしてこれまでも進路相談など十分に対応していただきたいというお願いも私自身してきました経過もございますが、講師を1名減するという予算となっています。

また、同和教育とやっている研修や事業がありますが、人間として人権尊重と現代の子供を取り巻く環境やその多種多様な状況に対応できるような教育の構築、そしてまたそのための研修というものが、本当に必要になってきているのではないのでしょうか。先生方自身もそれらの研修を受けていただく必要があるのではないかなというふうに感じているところです。スクールカウンセラーの利用状況を見させていただきましても、先生方ご自身が相談に行かれているケースも多いように思われます。

また、いろいろな分野にわたる滞納の問題についてですが、悪質または行政とのトラブルなどもあると思います。けれども低所得者層の住民の困難な状況というものもあると思います。これらについても滞納を解消するための問題解決も含めて整理していくように、さらに努めていただきたいと思います。

そしてバイパスにつきましては、住民合意という問題についてもまだ努力が足りないのではないかと。そしてまた債務負担行為についても慎重な対応が望まれます。

以上のように、行政として住民皆さんのお金を預かり、住民の生活を守る、福祉増進を図る、そして今何が必要であるかという住民ニーズを的確につかみ、それに対応していくにはどうするのか、これを基本としているいろいろな面の矛盾、そして無理が不幸な結果とならないように最大限努力していただきたいことをお願いいたしまして、私の反対意見とさせていただきます。

○森河委員長 次に、本件を原案どおり可決することに賛成の方の意見を求めます。

中西委員さん。

○中西委員 議案第11号 平成13年度斑鳩町一般会計予算に賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

我が国の経済は緩やかな改善が続けているとはいえ、その速度は減速していると言われております。本町においても、主要な自主財源である町税収入の安定的な確保については予断を許さないと見られています。

そうした中で、平成13年度斑鳩町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額で80億円とされ、昨年当初予算よりも1億5,000万円の減額とされています。

歳出につきましては、予算総額から前年度を下回っているとはいえ、限られた財源を

有効に使い、町民生活の充実に不可欠な道路などの社会資本の整備、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉などの福祉、介護保険制度などの保険、また保健センターを中心とした健康づくりや医療、教育、人づくりとして学校教育など、それぞれの分野において 21 世紀の初年度、また第 3 次総合計画の初年度として、総合計画の着実な進展を目指し、いろいろとさまざまな施策を取り入れられています。

一方、歳入につきましては、将来の町民負担を考えられ、町債の新規発行額は臨時財政対策債及び減税補てん債を除く発行額は前年度より減額とされ、また財政調整金の取り崩しも行っておられません。

ただ先ほど同僚委員の方からも意見がありましたように、海外派遣の問題、それと第 2 分団の車庫の問題等がございますので、今後予算執行をされる場合は慎重に行っていただきたいということをお願いいたしまして、私の賛成意見といたします。

○森河委員長 本件については賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手する者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。

賛成多数であります。

よって、議案第 11 号 平成 13 年度斑鳩町一般会計予算については、当委員会として賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 12 号 平成 13 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 平成 13 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 13 号 平成 13 年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計予算についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成13年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成13年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、議案第16号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成13年度斑鳩町水道事業会計予算についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成13年度斑鳩町水道事業会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、本日の審査の結果報告について、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。

それではそのように取り計らいたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○小城町長 3月1日の本会議から付託されました予算審査特別委員会の関係等につきまして、きのう、きょうと精力的に委員の皆様方審議いただきましてありがとうございました。

確かにいろいろなご意見もございます。私たちもやっぱり反省すべきところは反省しておるわけです。やはり限られた予算の中で、すべてがうまくということはなかなか難しい。一般会計予算についてはいろいろと皆様方からご指摘いただいたことも、1月ぐらいつとかけて助役を初め、収入役、担当の部長と協議を重ねて作成をしてまいったところでございます。80億円ということで組ませていただきましたけども、いろいろとまだまだありますけれども、限られた予算でございます。

これからまた、皆様方の温かいご協力、ご支援を得まして、この80億円という予算を税金をむだなく使うためにも、町民から批判を受けないような、これからの執行に努めてまいりたいと思います。今後とも議員皆様方のご支援、ご協力をぜひともお願いしたいと思います。

どうも本日はありがとうございました。

○森河委員長 委員の皆様方には、昨日から2日間にわたりまして熱心に審査を賜りどうもありがとうございました。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。

本当にご協力ありがとうございました。

(午後 3時24分 閉会)